むつ市議会第222回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成26年12月8日(月曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

- 第1 一般質問(市政一般に対する質問)
 - (1) 9番 東 健 而 議員
 - (2)22番 鎌 田 ちよ子 議員
 - (3) 3番 工 藤 孝 夫 議員
 - (4) 12番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25人)

2番	横	垣	成	年	3番	工	藤	孝	夫
4番	佐々	木		肇	5番	Щ	下	八	十 美
6番	目	時	睦	男	7番	村	JII	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	富	岡	幸	夫
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濵	田	栄	子
14番	浅	利	竹 二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	上	路	德	昭
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長	宮	下	宗一	- 郎	副市長	新	谷	加	水
教 育 長	遠	島		進	公営企業管理者	遠	藤	雪	夫
代 表 監査委員	阿	部		昇	選挙 管理会長	畑	中	政	勝
農委会	<u>Ţ</u> ;	花	順		総務政策部 長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	_
保健福祉 長	花	山	俊	春	経済部長	浜	田	_	之
建設部長	鏡	谷		晃	建 建 技 術 監	氣	田	憲	彦
下 水 道 部 長	酒	井	嘉	政	川内庁舎所 長	松	本	大	志
大畑庁舎	畑	中	恒	治	脇 野 沢 庁 舎 所 長	白	尾	芳	春
会管総政理出 策 案 納	鹿	内		徹	選挙管理委務局長	舘		健	Ξ.

監事監事次 查務查 務查 務 員 長 員 長 員 長	竹	山	清	信	農 委 員 亲 務 局 長	エ	藤	初	男
教育部長	古	JII	俊	子	公営企業局 長	齊	藤	鐘	司
公企理水專	JII	杰林	浩	史	総	髙	橋		聖
総 政 策 理 選 務 課 長	JIJ	西	伸	Ξ	総	光	野	義	厚
財 務 部 政 進 監	柳	谷	孝	志	財 務 部 副 理 事 財 政 課 長	氏	家		剛
民政推国 集保 集保 基本 基本 </td <td>畑</td> <td>中</td> <td>秀</td> <td>樹</td> <td>民 生 部 理 環境 政 長</td> <td>東</td> <td></td> <td>雄</td> <td><u>=</u></td>	畑	中	秀	樹	民 生 部 理 環境 政 長	東		雄	<u>=</u>
保福政推介課 進 進	井	田	敦	子	保福副児 神理家 世 華家 長	掛	端	正	広
保 福副 建 東 推 妻 進 長 課	赤	田	貴	生	経 済 部 策 推 進 監	二本	× 柳		茂
経 済 部 理 親 武 表 表	金	澤	寿々	・子	建 設 部	吉	田		正
建 設 部 副 理 事 土 木 課 長	下	山	房	雄	農 員務 業会局長	_	家	隆	雄
教委事政推総 養子 進課 音会局策監長	寺	島		誠	農委事次 教委事副学課員務 員務理教員務員務 員務理教	室	舘	幸	_
公企政推下政推	杉	Ш	信	也	公	畠	Ш	眞	_

公 企 業 理 設 課 課	中	JII	敏	雄	総政市広 策 民報 課	務部携長	エ	藤	和	彦
経 済 選 選 選 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	吉	田	和	久	経済農林 議	部産長	雪	田	_	彦
経 農 林 興 括 主 幹	酒	井	_	雄	経済水産振	部興長	二本	柳		茂
建 設 部 建 築 住 宅 課 長	髙	橋		真	総政総主	務部課幹	中	村	智	郎
総	杉	澤	_	徳	建設大主	部課幹	柳	谷	真	吾
建 設 部 築 建 住 宅 幹	小笠	原	洋	_	教委事総主	育会局課幹	畑	中		渉
教委事学教主指 育会局校課任事	祐	JII	文	規	総政企調主 任主	務部画課査	岩	瀬	圭	吾
総	栗	橋	恒	平						
事務局職員出席者										
事務局長	栁	田		諭	次	長	濱	田	賢	_
総括主幹	佐	藤	孝	悦	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村		_	也	主	事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(山本留義) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- ○議長(山本留義) 本日、諸般の報告については、 特に申し上げる事項はありません。
- ○議長(山本留義) 本日の会議は議事日程第3号 により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長(山本留義) 日程第1 一般質問を行います。

本日は、東健而議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝 夫議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長(山本留義) まず、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

(9番 東 健而議員登壇)

○9番(東 健而) おはようございます。一般質問2日目、本日の1番手、市誠クラブの川内の東でございます。むつ市議会第222回定例会を迎え、通告どおり一般質問を行います。

まず、1項目めでありますが、本市のエネルギーの現状と将来展望についてを質問いたします。 鹿児島県の2カ所の地熱発電の視察を踏まえ、 本市のエネルギー事情に対する考え方について質問いたします。

さて、エネルギーをつくり出すには、タービンと連動する発電機を回してエネルギーをつくり出しているものが大変多いわけでありますが、今回の私の質問は、本市の今取り組もうとしている地熱発電計画ばかりではなく、別の角度から総合的な提案と展望について質問をしたいと思います。

その1点目でありますが、地熱発電の可能性に ついてであります。下北半島、特に本市は広大な 土地があり、自然エネルギーの開発にさまざまな 可能性を秘めています。その一環として、3月の むつ市議会第219回定例会で先見の明のある我が 会派の石田議員が、本市の隊岳の地熱発電につい ての一般質問をし、本市の取り組みに対し、故宮 下順一郎市長のご答弁を聞いたばかりであります が、私はそのときには燧岳の名前も読み方もわか らず、どのようなことを質問するのだろうとしか 考えていませんでした。また、地下の温泉熱を使 うと思っていましたので、周辺の温泉施設に悪影 響が出るのではないかと思い、心配が先に立って いました。しかし、行政のご厚意により、11月の 5日、6日、7日に鹿児島県の大霧、山川地熱発 電所を視察してまいりましたが、そこでは温泉郷 とは全く別に地下1,300メートルに200度以上の熱 水だまりがあり、それを利用しているという説明 を聞きました。そこで私は、私の地熱発電に対す る考え方が余りにも短絡的だったことを思い知ら されました。

地熱発電では、取り出して使い終わった熱水を30度まで冷やし、地下に送り返し、再び温められた熱水を取り出し、蒸気に変換しながらタービンを回し、循環使用するという説明がありましたが、疑念が晴れ、本市の取り組みに対してももろ手を挙げて賛成できる非常に有意義な視察であったと思っております。25日の地熱に対する講演会も大

変興味があり、ぜひ参加するつもりでおりましたが、アクシデントが重なり、どうしても参加できませんでした。私は、地熱発電とはどのようなものか、行政だけの考えで終わらせることなく、このような講演と取り組みを多くの市民に知らせ納得していただくために、遠くて聞けない人たちのためにも、もっと町村部でも企画するべきと思います。

また、指宿市のグリーンファーム指宿生産組合では、温熱を使っていろいろな植物の栽培をしているところを見学してきましたが、そこではさまざまな悩みがあることも勉強させられました。農業に従事する若者たちが少なく後継者不足と、つくったものの値段が安く、また植物を栽培する期間が長過ぎて、商品を売った代金が入るまで長期にわたるなど、どこでも抱えている問題が悩みの種になっていることも話していただきました。雪のない南国ならではの取り組みだなと思って大変期待していましたが、そうとばかりは言っていられない問題もあるのだなと思って考えさせられました。

雪国の本市でも、地熱発電や熱水の利用方法については、いろいろな難題もあるし、多くの利用方法もあり、企画の創造次第ではすばらしい可能性があることを実感してまいりました。地熱発電の本市での可能性については、石田議員の質問の答弁にもあるように、十分可能とのことで、それはこれからの問題だと思います。

そこで、石田議員の質問と重複する部分もありますが、再度本市で進めようとしている地熱発電計画の概要と目的について伺います。

1つ目に、本市で地熱発電の視察まで企画した 意図はどこにあるのか。

2つ目、地熱発電計画を進めるにはどこが主体 になるのか、まだはっきりしていません。むつ市 が主体で建設を進めるのか、委託するのか。 3つ目は、石田議員のタイムスケジュールの質問に総務政策部長は、調査から探査、環境アセスメント、開発建設、操業開始まで約11年くらいかかるだろうと答弁していましたが、大霧、山川の地熱発電所では20年を費やしたと聞きました。計画が煮詰まってくれば、おのずと短縮された年数もはっきりしてくると思いますが、再度操業までの年数をお知らせいただきたい。

そして、運営しているのは現在では九州電力で、60キロも離れたところから遠隔操作で運転しているということでした。雇用については、そんなに期待するようなものではありませんでしたが、しかし希望があります。それは、発電所自体観光客を呼び込むためのツールとなっていることであります。そのための雇用は十分本市でも考えられると思ってまいりました。そこで、地熱発電所をつくる目的の1つ、4つ目に雇用対策と運営方法についても市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

5つ目に、地熱発電計画は燧岳だけかということでありますが、今行政側で考えているのとは別に、もっと地熱発電の可能性を秘めているところが川内地区の湯野川周辺にあります。これは、素人考えでありますが、安部城でも数年前に温泉が湧いていました。しかし、一部の業者が必要がないということで取り壊してしまいました。もったいないことをしたというのが近くの人たちの思いでありました。

さて、ここで自分事になりますが、私は若いとき、川内町の大揚鉱山の探査課というところで働いていたことがあります。主に地下の鉱石を探すのが仕事でした。そのため、大揚鉱山周辺だけでなく、探査職員の仲間たちと宿野部や蛎崎、小沢の相当奥にまで入り、地下を掘削し、コアというサンプルを回収したことがありました。掘削の長さは、ほとんどが200メートルから250メートルの

範囲でしたが、どこでも200メートルを超えれば、 熱さに温度差がありますが、熱いお湯が出てきま す。しかし、それは長くは続かず、次の朝には水 になっていました。本市では、1,000メートル掘 削すれば大方のところで温泉が出てくるような気 がします。問題は、熱水だまりがどのような形で あるかということであります。そこで質問ですが、 他にも地熱発電の可能性がないかどうか、もっと 広い場所を調査してみるべきと思います。燧岳だ けに視点が向いていますが、地熱発電の可能性に ついて、このほかに有望なところがないのかどう か、調査の範囲についてもお伺いいたします。

6つ目として、2016年からは電力の自由化が始まります。発送電分離で電気料金の値下げ競争が始まります。日本の電力会社のどこからでも電気を買うことができるようになります。電気をつくる業者が多くなり、電力業界も電話の通信網の規制が解除されたように、サービスと価格競争の時代になります。その場合、情勢に応じて計画は変化していくことが予想されます。今取り組もうとしている地熱発電計画は、どのように進展していくと考えているのか、挫折することはないのか、実現のめどがついているのかどうか伺います。

さて、地熱発電とともに利用価値が高いと目されているものに、次の項目になりますが、2点目、水力発電計画があります。2点目として、水力発電計画についてお伺いいたします。今、旧川内町には、岩谷沢に発電所があります。これは、水力発電であり、どのくらいの発電量かは把握していませんが、これは相当前から稼働しているようであります。これとともに有力だと思うのが旧川内町の奥にある川内湖のダムの存在です。このダムには、今発電の計画はありません。しかし、ここにふさわしい水力発電をつくり、この水力を利用すれば地熱と同じに電圧に変動のない電力が供給できます。本市のエネルギーのボリュームが画期

的に大きくなります。この管理は県ですが、この 水力発電計画の提言について市長はどのように思 うかお伺いいたします。地方創生の一助になると 思いますので、ぜひご一考いただきたいと思いま す。

3点目、再生エネルギーの活用についてであります。次に、再生エネルギーについてでありますが、風力発電についても同様ですが、本市は周りを海で囲まれていて、風の力を利用しやすい環境にあります。調べれば山の上だけでなく、湾岸に設置可能な場所が多くあります。この可能性も探ってみてはいかがでしょうか。

再生エネルギーは、市長もご存じのように、太陽光、風力、小水力、火力、温度差などの多岐にわたり多くの発電方式がありますが、中でも利用率が高いのが太陽光と風力発電であります。しかし、これらの発電には電圧変動があるのが難点であり、電力会社では二の足を踏んでいる原因にもなっています。

太陽光発電は、小さいものであれば、本市でも 設置していますが、第三田名部小学校、大畑中央 保育所、そして2年前市役所の上にも設置して、 太陽の恵み基金を創設し、その利益を市民に還元 する仕組みをつくりました。これは、大変画期的 なことであります。そのときのことでありますが、 川内庁舎の屋根の上にパネルをのせる計画があり ましたが、それが今どのようになっているのでしょうか。太陽の恵み基金のような市民に還元する 仕組みは川内庁舎でも同様に創設されるのかどう かお伺いいたします。

ここでまた、少し横にそれ、自分事になりますが、太陽光発電は私も3年前、NPO法人とともにメガソーラーを計画したことがあります。この計画は、売電により得た利益を子供たちの雇用に結びつけ、膨大な耕作放棄地をもとの田畑の再生に使うというものでした。もちろん何を植えるか

はこれからのことでしたが、当時は農地法や農業 振興法に遮られ断念いたしました。そして、こと しこれが緩和され実行できるようになりました が、今度は電力の送電網が送電できる体制にはな いということでありました。送電線網を整備する には、19億円の資金がかかり、工事にも5年から 7年の期間がかかると言われました。そして、今 政府で話し合われている売電の価格が高過ぎると いうことで、これからは再生エネルギーの売電は 見直されていくということで不可能と判断いたし ました。ただし、東北電力では場所を変更して、 50キロボルトアンペアまでは認めるという見解を 示しています。一人で何力所でも設置できるとい うことですが、これには条件があります。可能な 限り行政でできないかどうか、農地を再生し、雇 用に結びつける取り組みについて、さまざまな制 度に便乗する手もあります。市長はどのように考 えるかお伺いいたします。

4点目、バイオマス発電についてであります。 本市の山林を利用したバイオマス発電の活用は、 今まで俎上に上がっては消えてきました。見通し がはっきりしません。国内では、今あらゆるもの を利用して、未来のエネルギー源となる水素をど のようにしてつくり出すか、その研究にしのぎを 削っています。海藻からも水素を取り出す研究が 国内の大学でやられていることが11月24日のNH Kの朝のニュースで流れていました。海藻は、こ れは海の藻ということですが、燃料電池のエネル ギー源として有望視されています。もし市長がト ップセールスをするのなら技術革新が叫ばれてい る先端産業の水素発電に関係する研究機関の誘致 を打診してみたらいかがでしょうか。これからは、 ありきたりの企業ではなく、先端産業に目をやる べきと思いますが、市長のご所見を求めます。

5点目、エネルギーのベストミックスについて であります。鹿児島県では、2カ所の地熱発電を 視察してきましたが、2カ所とも11キロボルトの電圧で3万キロワットの電力を送電しています。本市では、太陽光発電を推進し、さらに地熱発電の開発に取り組もうとしています。どのくらいの電力をつくることができるのでしょうか。これは、まだ計画の段階で未定のようでありますが、私はここまでやるのであれば、以上の発電方式だけでなく、さまざまなエネルギーを組み合わせて、下北半島でこれらを融合させる取り組み、すなわちベストミックスを考えることも必要な気がします。そうなれば国定公園として指定されている仏ケ浦の近くにエレベーターかエスカレーターなどをつくり、不便を便利にすることも可能になる機会も訪れるのではないでしょうか。

老婆心ながら一言つけ加えておきますが、市長はまだ若いので、これからのあらゆることにチャレンジする機会が訪れます。適宜時世を捉えて利用していただきたい。地方に目が向けられようとしている今だからこそ取り組まなければならないこともあります。将来のエネルギーのベストミックスについて、本市の壮大なエネルギー計画の展望と考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上で1項目を終わり、2項目の質問をいたします。2項目めといたしまして、雇用環境整備と未来志向についてであります。

1点目、本市の衰退ぶりを今どのように捉えているかということであります。旧町村部の衰退に歯どめがかかりません。このまま指をくわえて見ているのは忍びないと思います。そこで伺います。市長は、合併前と合併後を比較して旧町村部が今どのようになっているか、おわかりにならないと思いますが、私はこの9年、激減していく子供たちやお年寄りたちのために衰退の歯どめ策がないものかどうか常々考えてまいりました。9年目を迎えて旧町村部の商店街はないに等しくなり、町や村は相当疲弊しています。人通りがなくなり、

人々は小さくなって暮らしているのが精いっぱいとなっています。賢明な市長は、もう既にお気づきのことと思いますが、疲弊している旧町村部の状況を今どのように受けとめているかお伺いいたします。

2点目、帰郷した子供たちに対する雇用の受け 皿づくりについてであります。高校を卒業し就職 しても、数カ月で帰郷している子供たちがいます。 これは、親や先生に見守られ、安泰な学校生活を 送り、卒業して理想に燃えて就職した子供たちが、 競争原理社会の現実についていけず、目的意識を なくし、居場所を失って自分の家に戻っている姿 であります。家では親と生活していますが、どこ へも行けず必死になって仕事を探しています。し かし、現実は容赦がありません。本人の希望する 仕事がなかなか見つからないで焦っている姿が目 立ちます。これでは、家庭を持つことができない し、このような子供たちが旧市部だけではなく、 旧町村部にも多くいることを市長は知っているで しょうか。これは、政治の無策がもたらした弊害 と考えています。この現実を直視し、対策を講ず るべきと思いますが、市長の考え方をお伺いいた します。

3点目、トップセールスについてであります。 このごろトップセールスを展開し、豪華客船の寄 港を促している市長の元気な姿をマスコミで拝見 しています。本市を活性化させるため、失敗も覚 悟して勉強のつもりでやっていると思いますが、 市長のフリーハンドでできる仕事でもありますの で、我々議員は関与することはできません。そこ で、今までのトップセールスで何をやって、結果 がどうなったのか。できましたら、トップセール スの展開後の手応えと効果のほどを伺いたいと思 います。

4点目、若者たちの定着促進計画を創生すべき ということであります。若者の定着促進が本市の 将来につながる最良の策であります。それは、今まで機会あるごとに進言してまいりました。しかし、そのたびに日本全土が人口減少傾向にあるので、本市ばかりではないとの答弁を受けてきました。今まで私の見たところ、雇用対策は一向に効果が上がっていないように見えます。これは、本市だけでなく、全国的な傾向でありますので、性急に事を急いではならないと考えますが、そろそろ全市民一丸となって定着促進のための知恵を出すべきときと思います。この対策について、若い市長に何か対案がないかどうかお伺いいたします。

5点目、本市の将来はどうなっていくと思うかということでございます。このまま手つかずに対策もなく過ぎていくと、若者や子供たちがいなくなり、お年寄りたちだけの村になって、やがて限界集落になり、人のいない地域が出てまいります。税収が上がらず行政の規模縮小が現実のものとなります。いずれ行政も存続できないときを迎えるときが参ります。職員も我々議員も大量解雇の時代が来ます。何としてもそれを阻止しなければならないと思いますが、なかなか妙案がありません。どうか対策をお考えいただきたい。

市長は、このようなことを進言する私が取り越し苦労をしていると思っているでしょうか。私は、市民のために何かをしたいと思って議員にさせていただきました。賞味期限が切れれば潔く身を引く覚悟ですが、まだそのときではないと思っています。これからも若い市長にどんどん論戦を挑んでいく覚悟であります。改めて市長に本市の将来展望についてお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市のエネルギーの現状と将来展望に関 するご質問の1点目、地熱発電計画の可能性につ いてお答えいたします。議員ご承知のとおり、本 年3月27日に弘前大学北日本新エネルギー研究所 と連携・協力に関する協定を締結した後に、経済 産業省から地熱に関する補助金の採択を受け、地 熱発電所見学会や講演会を開催したほか、今後の 具体的な地熱資源開発について研究するための協 議体を立ち上げております。この補助金は、地熱 資源開発の推進に資することを目的として行う事 業に対して補助金を受けられるもので、今後の予 定としては、市民に対する理解促進のため地熱に 関する資料を作成し、広報紙やホームページを活 用した広報活動等の事業を行う予定となっており ます。地熱発電所の見学会を開催した理由といた しましては、実物を自分の目で見て、疑問があれ ば直接現場で質疑して理解することがその促進に つながるためであります。

現在理解促進事業に関しましては、当市が主体となり実施しており、今後予定している独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECの助成金を活用して行う地表調査や地下探査等の事業主体につきましても、当市が事業主体となる予定となっております。

次に、発電所の建設に関する事業主体につきま しては、今後実施されます調査等の結果を踏まえ 検討されることとなります。

次に、操業までの年数についてのご質問についてですが、見学いただいた大霧及び山川地熱発電所では、調査から発電開始まで20年以上を要したとのことでありましたが、現在では地下探査の短縮化の研究開発、環境アセスメントの迅速化手法の研究などが進んでいることに加え、国においても各種規制の合理化に向けた取り組みもあるということで、調査から操業開始に至るまでには10年程度のプロセスが必要と想定しております。

次に、発電所建設に伴う雇用及び運営方法に関しましては、発電規模にも大きく左右され、発電所の運転管理員などの直接的な雇用のほか、将来的には関連事業も集約してくるものと思われることから、それらにおいても雇用が創出されるものと考えております。

また、燧岳以外の調査についてのご質問もありましたが、今回調査対象とした燧岳周辺では、昭和50年ころから基礎調査が実施され、その後もボーリング調査や電気探査などの科学的な調査結果に基づき、地熱貯留層分布を推定し、1,500メートルから1,700メートルのボーリングにより、200度を超える蒸気と貯留層の存在が確認されております。したがいまして、まずはこのような科学的根拠のある場所で事業を推進すべきと考えております。

次に、地熱発電計画の進展についてですが、国 は平成25年4月に閣議決定された電力システムに 関する改革方針に沿って、今後安定供給の確保や 電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者 の事業機会拡大等を目的とした電力システム改革 を進めることとしており、その中で家庭などへの 小売り事業については平成28年をめどに自由化、 発送電分離と小売り料金の全面自由化は平成30年 から平成32年までをめどに実施する予定となって おります。

また、本年4月に公表されたエネルギー基本計画においては、この改革によりエネルギー市場の垣根を取り払うことで多様な主体がさまざまなエネルギー源を供給することが可能となり、市場競争の活性化、エネルギー産業の効率化が促進されるとともに、地域に新たな産業が創出され、地域活性化に大きく貢献することが期待されるとしております。

加えて、再生可能エネルギーについては、多様 なエネルギー源の一つとして3年程度の間、導入 を最大限加速化し、その後も積極的に推進していくと明記されています。

このことから、当市が取り組みを始めた地熱開発事業については、法制度等も含めた事業推進の環境が整っているものと考えておりますが、市の財政状況等を見きわめながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、水力発電計画についてのご質問でありますが、川内ダムは青森県の事業により洪水調節と河川環境保全のための河川流量の確保を目的として建設された治水ダムであります。昭和50年から工事に着手し、平成6年にダム本体が完成して現在に至っているところであります。

川内ダムの水力発電に関しましては、下北地域 県民局地域整備部によりますと、現在は河川環境 維持のために放流する水を利用してダム管理用に 発電を行っているというふうにお伺いしておりま す。この際発生する余剰電力につきましては、ダ ム建設の計画当初から東北電力との協議により売 電しているとのことでございました。

この治水ダムである川内ダムを水力発電として 機能転用できないかということについては、施設 管理者である下北地域県民局地域整備部にお尋ね しましたところ、水力発電とする場合は、その水 量をさらに貯水池にためる必要があるため、根本 的にダムの容量計算をやり直しするとともに、ダ ムの安定計算を行い、ダムのかさ上げ等の改修対 策を講ずる必要があるとのことであります。仮に 法律的に構造的に可能となったとしても、ダム高 が高くなることによるダムの改修費用に加え、つ けかえ道路や橋梁等の再移設及び山林、農地等の 追加買収等が必要となると考えられますことか ら、議員ご提案の水力発電としての機能転用は現 実的には難しいものであるとのことです。

次に、再生可能エネルギーの活用についてでありますが、ご存じのように当市の海岸線は県内で

最も長く、その海岸には風力発電設備が設置可能な平地や遠浅の海岸が存在しております。現在下北半島部には、県内で設置稼働しております風力発電設備213基の約9割に当たる188基が設置されておりますが、当市には一基も設置されていない状況にあります。これまでに風力発電を手がける会社数社が海岸部において風況調査等を実施した経緯はあるものの、設置には至っていない状況にあります。海岸部における風力発電に関しましては、今後の技術革新を見据えながら、当市における利活用について検討していくこととなります。

次に、川内庁舎における太陽光発電施設についてでありますが、現在川内庁舎西側の車庫棟の屋根に太陽光パネルを取りつける工事を進めております。また、太陽の恵み基金につきましては、市内公共施設に設置された太陽光発電装置により発電した電力を施設に供給しておりますことから、この供給により削減される購入電力分を基金として積み立て、その一部を住宅用太陽光発電を導入する世帯へ還元しているものでありますので、川内庁舎の発電施設が稼働した場合は、その分も算入されることとなっております。

次に、農地を再生し、雇用に結びつける取り組みについてでありますが、連系の保留対象となっていない低圧の範囲内での複数の発電施設については、電力会社では再生可能エネルギー発電施設の連系が進めば低圧案件に対する対策も必要となるとなっておりますし、複数箇所での設置は非効率な事業となるうえ、禁止されている低圧敷地分割とみなされるおそれがあると見ております。

また、農地の制限が緩和されたとのことでありますが、発電設備は撤去可能な支柱等によるものとし、この支柱に係る一時転用が緩和されたものであり、その条件として、あくまでも農地として作物を生産すること、発電施設下部で生産された作物状況を報告すること、さらに単収は周辺農地

の2割減以内とすることや、発電事業の終了や中 止の場合、農地に戻す十分な資力があることなど の制約が付されております。

このような観点から、農地を太陽光発電事業と 結びつけるためにはさまざまな課題があると認識 しており、雇用についてもこれが解決された後の 議論となるものであると考えております。

次に、研究機関の誘致についてお答えいたします。先ほども触れましたエネルギー基本計画においては、新たなエネルギー需要構造をより安定的で効率的なものとしていくためには、再生可能エネルギー、原子力、石炭、石油、ガスなどの一次エネルギーの構成だけでなく、最終的にエネルギーを利用する形態である電気や熱などの二次エネルギーについても検討を加える必要があるとし、技術革新の進捗を踏まえ、水素を二次エネルギーとして利用する水素社会について包括的な検討を進めるべき時期に差しかかっているとしております。

苛性ソーダの製造過程や鉄鋼の製造に必要なコークスの製造過程で副産物として発生してくる水素の一部を現在商用として販売しているものですが、副産物として発生する水素の大部分は製造工場内のボイラー等の燃料として使われています。このため、燃料として使われているこれらの水素を将来二次エネルギーとして利用する場合は、代替の燃料コストと温室効果ガスの排出量の増加が問題視されてくるものと考えられます。

このことから、生物による水素生産が注目され、特に光をエネルギー源として水から水素を生産する能力を持つラン藻が盛んに研究されているわけでありますが、技術的にはまだ大学や企業の研究室レベルの話でありますことから、未成熟の分野で誘致を目指す場合に、相手方が何を求め、こちらが何を提供できるかなど、まだまだ不明瞭な部分がありますことから、今後の推移を注視してい

く必要があります。

次に、エネルギーのベストミックスについてであります。電力をつくり出すエネルギーには、水力、火力、原子力のほかに太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーを用いたものがあり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをベストミックスまたはエネルギーミックスと言っております。電力は、我が国の産業、経済、そして私たちの日常生活に欠くことのできないものであり、現在その構成について国が検討を重ねているところであります。

電力の使用料は、1日のうちでも時間帯によって大きく変わり、消費される電力量に見合った発電をすることで周波数が保持され、安定した電力供給がなされることになります。現在市が取り組んでおります太陽光発電設備やハイブリッド街路灯の導入事業は、災害時における行政機能の維持や住民の避難誘導を目的とし、地熱開発に係る事業は新たな産業の創出、雇用や交流人口の増大を目的としたものであります。

現時点においては、市独自のエネルギー計画というものはございませんし、市でどのくらい電力をつくるのかといったこともございません。これらについては、今後再生可能エネルギーの進出状況等の進展に合わせて研究を深めていくべき点だと認識しています。

次に、雇用環境整備と未来志向についてのご質問にお答えいたします。本市の衰退ぶりを今どのように捉えているかについてですが、当市の人口の推移を見ますと、住民基本台帳登録数において平成17年度末に6万6,401人であったのが、平成25年度末では6万1,765人となり、8年間で約4,600人減少しております。減少率は7.0%となっており、青森県全体の減少率は7.2%であり、これよりは低い数値となっております。

同じ期間における当市の旧町村地区ごとの減少率については、むつ地区3.1%、川内地区17.9%、大畑地区16.6%、脇野沢地区25.3%と旧町村地区の人口減少はより顕著なものとなっております。また、昨年10月末日からことし10月末日までの1年間でむつ市においては880人の減少となっており、この数は域内最大の中学校である田名部中学校の全校生徒より100人余り多く、言いかえればこの1年で田名部中学校の全校生徒に相当する以上の人口が減ったということになります。人口減少が地域経済に大きく影響することを考えますと、議員ご発言の旧町村地区の現状は現実として否めないものでありますが、旧むつ地区にも当てはまる状況であり、当地域の共通の問題であると認識しております。

ちなみに、下北地域で合併のなかった4町村に おいても人口減少が続いており、同じ時期の平成 17年度末から平成25年度末にかけて4町村合計で 約2,500人が減少しております。各町村ごとの減 少率は、大間町が8.8%、東通村が11.4%、風間 浦村が20.9%、佐井村が18.1%となっております。 全体でも12.8%とむつ市の減少率7.0%より高い 数値となっており、いずれの町村も人口減少とい う課題について苦慮しているのではないかと推察 しております。

人口減少については、国の全体の大きな流れであって、これを食いとめることはなかなか困難であるというふうに考えておりますけれども、減少幅を少しでも緩やかにしていくためには、生産年齢人口の流出をいかに抑制することができるかが大きなポイントであります。大学などの高等教育機関が立地していないこの地域においては、若者の一時的な大都市圏への流出は避けられないものと考えておりますが、むつ下北地域のなりわいとして最も大きなウエートを占める1次産業の充実、振興による働く場の確保が重要であり、生計

に見合う収入に加え、魅力ある1次産業をつくり 上げていけば、一度は故郷を離れた若者もこの地 域を見直してくれるのではないかと期待するとこ ろであります。

一方、健康で安心して生活していくことができる地域づくりも課題の一つであると考えております。ふだんの生活において不安と感じるのは、医療や福祉であろうかと思いますが、これらの充実はもちろんのこと、個々人が健康に対する意識を高め、それを維持することにより、元気で安心できる生活が築き上げられていくものと思われます。

また、地域公共交通の維持も重要なことと認識しており、買い物や通院の足を確保するとともに、自然豊かな下北を訪れる観光客の利便性を維持し、各地域と往来を確保することで地域の衰退を防いでいかなければならないと考えております。これらの課題につきましては、地域の皆様との対話を重ねながら解決策を見出してまいりたいと存じます。

雇用環境整備と未来志向に関するご質問の2点目、帰郷した子供たちに対する雇用の受け皿づくりについてお答えいたします。私は、首都圏の企業で働くことのほうが地元で就職することに比べ容易であるというふうに考えております。こうした中で、さまざまな事情により地元に戻ってくるのは非常に勇気の要ることであり、自分の足で立っていかなければいけない大きなリスクを伴うものであります。なかなか希望する仕事が見つからない場合があるということは、私自身も十分承知しておりますが、それでもこのまちが好きだから、そして家族が大切だからここで働きたいと思って帰ってきたことに対し、家族や友人、行政もそういう人たちを後押ししていく必要があると考えております。

市は、こうした帰郷した若年者や未就職の既卒

者など、若年者の就職活動の支援策として、公共 財団法人21あおもり産業総合支援センターが運営 する青森県若年者就職支援センター、ジョブカフ ェあおもりのサテライトスポットとしての事務室 を市役所本庁舎内に提供しております。このジョ ブカフェあおもりでは、若年者を対象とした職の 適性診断やカウンセリング、コミュニケーション センター、職業相談などを行っており、昨年度は 延べ3,064人の若年就職希望者にご利用いただい ております。

雇用の受け皿づくりについては、地域に根差した企業が受け皿になっていただけるよう、運転資金や設備投資資金を調達する際に発生する信用保証料の全額、または一部を企業にかわって市が負担するむつ市特別保証融資制度を実施しているほか、当市の基幹産業である農業、漁業の担い手を育成するむつ市担い手育成総合支援協議会や産学官金が連携し、農林水産業の6次産業化を推進する取り組みなどが雇用を守る、雇用を創出することにつながってくるものと考えております。

また、昭和41年に企業立地したアツギ東北株式会社むつ事業所を初め、昨年度立地協定を結んだ株式会社永木精機など、現在市内に7社が誘致企業として立地しており、1,200名を超える雇用を生み出しております。今後におきましても、さらなる若年者の雇用につながるよう、若さと行動力を武器に、雇用創出、企業誘致に向けてトップセールスに努めることが急務であると考えておりますが、市独自の対策ではおのずと限界がありますことから、今後も関係行政機関や地域の企業とも連携をとりながら、雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

雇用環境整備と未来志向についてのご質問の3 点目、トップセールスについてお答えいたします。 まず、トップセールスに対する私の考えをお伝え したいと思います。トップがセールスをするとい う意味は、トップにしかなし得ないセールスを行 うことだと考えております。

1つはパフォーマンス、多くの聴衆、お客様、 顧客の前で積極的にむつ市のPRを行うというこ と。むつ市を知っていただく、興味を持っていた だくためには、時にはおもしろいことをお話しし たり、笑いをとることも必要になるかもしれませ ん。

そして、もう一つはネゴシエーション、交渉して仕事を決めることだというふうに考えております。市長という立場は、多くの人たちが面会を引き受けてくれます。新しい事業をやろうとする人々、むつ市というフィールドに興味がある人々、しかも仕事をその場で決められる人々が会っていただける。企業のトップ、そして役所のトップ、国会議員もそうです。そのような立場の人々のところに自ら赴き、仕事の相談を進めながら相手と交渉し、物事を決めていくことがトップセールスのあり方だというふうに私は考えております。

このような考えのもとに、私が公約に掲げております地域経済の活性化を図るため、これまで観光交流人口の拡大の視点から、クルーズ船の大湊寄港誘致、1次産業活性化の視点から、10月開催の青森県フェアにおける株式会社ダイエー社長に対するむつ市特産品のPR、市民の安全安心を確保する防災の視点から、国土強靭化地域計画策定モデル調査団体の選定に向けた関係省庁への訪問等々、積極的にトップセールスに努めてきたところであります。

政策実現に向けたトップセールスは、来年5月に決定いたしましたクルーズ船の寄港、去る8月に選定されました国土強靱化地域計画策定モデル団体など、ただちに結果に結びつくものもありますし、さまざまな要因により時間を要するものもありますが、私といたしましては、腰を据え、繰り返し行わなければならないものであるというふ

うに考えております。

いずれにいたしましても、私の市政に取り組む 基本的な姿勢は、私自身が積極的に汗をかく、トップセールスに努めることが肝要であるとの考え に今後も変わりはございませんので、ご理解を賜 りたいと存じます。

雇用環境整備と未来志向についてのご質問の最後になります。次に、若者たちの定着促進計画についてと当市の将来についてのご質問は、関連がありますので、一括して答弁いたします。

昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した市町村別将来人口推計によりますと、これから約15年後の平成42年の当市の人口は、平成22年と比較して約20%、およそ1万2,500人減少すると推計され、高齢化率も平成22年の25.4%から38.1%に上昇すると見込まれており、何の策も講じない場合は、地域社会の持続が困難になっていくであろうということは承知しております。

人口減少を少しでも緩やかなものにするために、生産年齢人口の流出を抑制することがポイントであることは先ほども述べたところでありますが、若者の定着促進のために求められていることは、やはり雇用の場の創出であり、企業誘致への取り組みはもちろんですが、当市が有する豊かな資源を生かした農林水産業の6次産業化を初めとした産業の育成に力を入れていく必要がありますし、この下北地域に数多くある観光資源のさらなる磨き上げや、地域の特色を生かした新たな産業を起こす機運づくりなどにも取り組み、産業の裾野を広げていくことで若者が地元で働くことに魅力を感じるようなむつ市をつくり上げていきたいと考えております。

一方、人口減少が避けられない現状においても、 行政サービスの低下を招かないよう徹底した事務 事業の見直しと改善に取り組んでいかなければな らないことは申すまでもありませんが、行政だけ で地域づくりを進めていくことは、現在の社会においてはそぐわないものとなってきております。 市民の皆様を初め企業やNPO等の各種団体との連携により地域を守っていく、このような機運の醸成も必要であろうと考えており、そのようなでとからも、市民協働の考えを広く理解していただくための取り組みを継続して議員各位のお力添えもいただきながら、皆様とともに持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 9番。
- ○9番(東 健而) ご答弁ありがとうございました。1項目めは、本市の豊富なエネルギー資源に目を開け、これをどうにかできないかという質問でありましたが、いろいろなものにチャレンジしながら本市の発展に、活性化に努めていきたいという市長の前向きな姿勢は評価したいと思います。

そこで、少し再質問したいと思いますが、エネ ルギー問題でございますけれども、このバイオマ ス発電について、市長も知っていると思いますが、 ちょっと気になる記事がございました。12月3日 の東奥日報の記事ですけれども、八戸市でバイオ マス発電をやるという記事でございますけれど も、これは八戸市に下北の資源もみんな持ってい って、そしてそこでやると。下北で下北の資源を 利用するということにはならないという記事を読 みましたけれども、これ市長、どうでしょう。こ ういうふうなものをバイオマス発電、本市の資源 が相当豊富にあるわけですよね。こういうふうな ものをわざわざ八戸市まで下北の資源を持ってい かないで、ここにバイオマス発電をやる業者を呼 び込むような取り組みなんかはいかがでしょう か。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

バイオマス発電を当市でということですけれど も、企業の誘致とか、こういったエネルギーの政 策というのは、これ全体で考えていかなければい けないということだというふうに思っています。 そういった意味で、誘致をするということですけ れども、まず誘致をする、表明することは簡単で す。でも実際にこれを引っ張ってくるということ は非常に難しいことで、まず相手方が何を求めて いるのかというところの十分な検討、それから調 査が必要ですし、そういったことがなかなかつか めないと。唐突にそういったことをどうかと言わ れても、なかなかそのことについて、やりますと かということはちょっとお答えできないというふ うに思っています。

- ○議長(山本留義) 9番。
- ○9番(東 健而) ただいまの答弁ですけれども、 私もそういうふうに考えておりましたけれども、 やっぱりいろいろな企業というのは、どこで何を やっているかわからないわけですよね。ですので、 このバイオマス発電についてですが、なるだけベストミックスという意味からも、下北半島でいろ んなものを組み合わせてエネルギー対策を考える 意味で、こういうふうな少しのエネルギー対策に なる企業があるのなら、こういうふうなものに対してトップセールスというものを展開するべきだ と思いますけれども、なかなかその企業が探せないという事情もあると思います。ですので、そこら辺は一歩譲って仕方ないのかなという気もしますけれども。

これから、市長、私が今ここ質問しましたエネルギーのベストミックス、これが本市の将来に相当つながってくるわけであります。今までの現状を踏まえてみれば、今津軽半島のほうでは新幹線が再来年3月に開業する、その意気込みがすごくなってきています。下北半島というのは、いつも疎外されているような、私のひがみかもしれませ

んけれども、そのような感じがするわけです。で すので、国策とかいろんな企業との連携を模索す るのも一つのエネルギー関連の、これから下北半 島が生き延びていくための雇用対策になります。 こういうふうなものをぜひとも、市長はまだ若い ですので、私たちはもうあと何年かすれば身を引 くかもしれませんけれども、市長はこれからです。 子供たちをこの下北半島に定着させるためのいろ んな対策、私はこれ1点に今までいろんな質問を してまいりましたけれども、子供の定着をさせる ためには、いろんな方法があるわけです。今回は、 平成26年の最終議会になりまして、このエネルギ 一の問題を取り上げましたけれども、来年もまた 別な意味でこのエネルギー関連に対する子供の定 着、これを考えていってもらいたいわけですけれ ども、市長、どうでしょう、これから雇用対策の 主体的なものになっていく、この想像というもの をしていただけませんでしょうか。この対策とし てどのように考えるか、ご答弁をお願いします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

私もさまざまなところで、またこの一般質問の中でも繰り返し述べさせていただいておりますが、やはり高校を卒業した子供たちが就職先がないということ、そして大学をせっかく出ても戻ってこられるところが少ないということについては、非常に高い問題意識を持っています。その中で、このエネルギーの関連施設、特に次世代エネルギーや再生可能エネルギーなどの施設や事業をここの下北半島でやっていく、その中で雇用を生み出していくというような理念というか、そういったところには賛同させていただきます。ただ、繰り返しになりますけれども、そういった中でも我々に、では本当にふさわしい企業は何かということをしっかり精査したうえでやっていかなければいけないということも一つあろうかと思いま

す。

また、ベストミックスというお話を繰り返しお 伺いしていますけれども、ベストミックスという のは、国がエネルギーの構成をどう考えるかとい うのがまず第1点目にあって、その中で我々の地 域、下北半島を含めたむつ市がどういうような貢 献ができるかということだというふうに理解して います。その中で我々が協力できる部分があれば しっかりと協力していって、その中で企業の誘致 をし、雇用を生み出していくということは私自身 もやっていかなければいけないことだというふう に考えております。

以上です。

- ○議長(山本留義) 9番。
- 9 番 (東 健而) ありがとうございました。こ のベストミックスになれば、市長がわかっている かどうかわかりませんけれども、もう一つ問題視 しなければならないと思っていることがございま す。空振りになるような感じもいたしますけれど も、申し上げておきますけれども、これから先、 電力の自由化が始まって、いろんなエネルギーが 出てまいります。今燃料電池構想というのが表面 化しまして、私は今から9年前にもこの燃料電池 構想というのをこの議会で発言したことがござい ます。当時杉山前市長でございましたけれども。 これからの燃料電池構想というのは先端産業で、 まだどこでも、企業や大学では研究しているかも わかりませんけれども、こういうふうなものに先 駆けてこっちのほうへ持ってくるような対策も必 要ではないかということを質問したわけでござい ますけれども、それが最近になって相当、自動車 業界でも来年からホンダとかマツダとかトヨタと か、いろんな自動車メーカーなども燃料電池、ハ イブリッド車というものを、なかなか聞きなれな い名前だと思いますけれども、これがもう出回る というところまで来ています。そして、その先に

は一般の民間にもこの燃料電池が普及する時代が 来るということです。そのときには、私たちはい ないと思いますけれども、市長はまだ若いので、 このような燃料電池産業に対する研究機関の誘致 なんかもいかがでしょうか。今すぐというわけに はいかないと思いますけれども、この下北半島の 人口減少が続く中で、何とかして歯どめ策を考え たいと思いまして、このことが可能かどうか、市 長に聞きたいと思って今質問いたしましたけれど も、いかがでしょうか。

- ○議長(山本留義) 市長、時間が過ぎましたので、 簡潔にお願いします。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

国のエネルギー基本計画にもうたわれておりま す電気や熱等の二次エネルギーに加えて水素が今 後のエネルギーの中心的な役割を担うということ になっています。そのことは、私も承知しており ますし、この水素需要の高まり、その生産技術の 研究開発に世界中がしのぎを削っているという状 況にあります。繰り返しになりますが、企業の誘 致ということでありますけれども、これ簡単にい くものではございません。燃料電池に係る産業も 含めた企業誘致については、その相手方がやっぱ り何を求めているのかということがまず第1点、 そしてこちら側として、我々むつ市として何が提 供できるのか、それもちゃんと考えなければいけ ないことだと思います。そういった中で、企業の 情報を収集しながら、当市が他地域に比べて有利 であるということを言えて初めて誘致が成功する し、そういったものがない中でやるというのは、 その資源を無駄にやっていくということにもつな がるわけでありますから、企業から見て魅力的な 場所であるということをPRできるような取り組 みがまずは大事だというふうに私は考えていま す。

○議長(山本留義) これで、東健而議員の質問を

終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。 午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長(山本留義) 次は、鎌田ちよ子議員の登壇 を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

(22番 鎌田ちよ子議員登壇)

○22番(鎌田ちよ子) おはようございます。公明 党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。

11月29日、青森中央学院大学で開催された「分 権時代の首長、議会の役割~青森から政治と行政 の質を変える~」地方自治特別フォーラムに同僚 議員と出席いたしました。基調講演、先進地事例 報告、そしてパネリスト宮下むつ市長と葛西弘前 市長による「最少の費用で最大の効果をあげる自 治体組織のあり方~首長のリーダーシップと人材 マネジメント~」についてのパネルディスカッシ ョン、現役学生さんと一緒に、これからの行政、 議会は市民を真ん中にした運営を真剣に取り組ん でいかなければならないと深く考えさせられ、内 容の濃い充実した時間でした。その中で、早稲田 大学マニフェスト研究所、北川所長は、市長は不 利益の配分を行うことで効率化を図ると話されま した。難しい時代のかじ取りです。人口減少や超 高齢化の進展で社会がどうなっていくのかという 殺伐とした閉塞感を打開する夢と希望を見出せる メッセージを発信していただけるようなご答弁を ご期待申し上げ、むつ市議会第222回定例会に当 たり一般質問をさせていただきます。

質問の1は、環境行政、雨水利用促進について

お伺いいたします。本年4月、2つの法律が公布 になりました。雨水利用推進法と水循環基本法で す。水循環基本法は、2008年から学識者、市民、 超党派の議員で設立された水制度改革国民会議が 縦割り行政の弊害を超え、水行政の統合的な推進 を目指して検討を進めてまいりました。また、雨 水利用推進法のポイントは、雨水利用の促進に関 して国や地方公共団体などの責務を明確化。国土 交通省は、基本方針として、推進の意義、利用方 法、健康影響など雨水利用に際し配慮すべき事項、 推進に関する政策などを定める。都道府県は、国 の基本方針に即して都道府県方針を定める。市町 村は、国及び都道府県方針に即して計画を定める。 国、独立行政法人等及び地方公共団体、地方独立 行政法人は、雨水利用のための施設設置に関する 目標設定と公表。国及び地方公共団体は、災害時 における身近な水源として雨水の有効性を含め、 雨水利用推進に関する普及啓発。国による雨水利 用設置施設への税制上または金融上の措置、地方 公共団体による助成制度と国による財政上の支援 です。

この2つの法律が公布、施行された背景には、 近年の地球温暖化に伴う気候変動が要因とされる 渇水や豪雨などが与える生態系に及ぼす影響が上 げられます。これまで意識されていなかった水が、 人類にとっても貴重な財産であることを再認識 し、健全な水循環を維持すること、またその一端 として雨水の利用が果たすべき役割が重要である ことを法律に明記し、国、地方公共団体なども、 その活用を積極的に推進することが求められてい ます。

近年頻発している集中豪雨の対応として、雨水 タンクにためれば一挙に下水道に流れ込むのを防 ぎ、洪水の抑制が期待できます。東京都の墨田区 では、公共施設や民間施設などへの雨水タンク設 置に取り組んでおります。両国国技館の場合、屋 根に降った雨を約1,000トンの地下タンクにため、都市型洪水を防ぐ役割を果たし、興行時には、ためた水を館内の水洗トイレや冷房用の冷却水に活用しています。さらに、東京スカイツリー一帯には、都内最大の2,635トンの雨水タンクが設置され、地域の洪水防止に貢献するとともに、トイレの洗浄水や太陽電池の冷却水などに利用しています。本法律の公布を踏まえ、雨水利用の促進についてご見解をお伺いいたします。

次に、環境教育についてお伺いいたします。教育施設は、基本的な教育条件の一つであり、発達段階に応じ、教育水準の維持、向上の観点から、安全で質の高い教育施設を整備する必要があります。その中で、学校施設は環境への負担の少ない施設づくりを行い、温室ガス削減に貢献するとともに、施設自体を子供たちの環境とエネルギーの教材として活用し、地域の環境とエネルギー教育への発信拠点となることが期待されています。

文部科学省では、環境負荷の低減や児童・生徒の環境教育に資するために、環境に配慮した学校づくりを調査研究し、その考えに沿ったエコスクールについて3つの基本的な考え方を示し、その整備に努めています。

1つ目は施設面から、地球、地域、児童・生徒に優しくつくること、2つ目は運営面から、建物、資源エネルギーを賢く長く使うこと、3つ目は教育面から、施設、仕組みなどを学習に生かすこととなっています。環境教育としての本市の現状とエコスクールについてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、元気な地域づくりについて、人口減少社会における地域の活性化についてお伺いいたします。我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じています。今後この傾向は一層強まり、国立社会保障・人口問題研究所の推計により、平成60年には1億人を下回ることが見込まれていま

す。未婚化や晩婚化等により出生率が低下し、少子化が進むとともに、高度経済成長を牽引してきた団塊の世代が定年退職を迎え、社会を支える立場から支えられる立場になるにつれ、社会保障給付の負担が若年層に重くのしかかることが懸念されています。さらに、中山間地域においては、過疎化や高齢化の進行によりさまざまな活動の担い手不足、地域公共交通の維持、買い物など、生活機能の低下が深刻化し、地域での生活を維持できなくなる集落の発生が懸念されています。

地域コミュニティの崩壊、限界集落の問題、空き家がふえ、防災、安全の問題、教育環境の問題、 生活環境の問題、生産人口減少による財政の問題、 医療、介護の問題、そのほか多くの問題が現出し、 本市にとりましても厳しい状況と考えます。ご所 見をお伺いいたします。

次に、女性が元気で働き続けられる社会についてお伺いいたします。民間の有識者で構成されている日本創成会議は、本年5月8日に、2040年までに全国の約半数の自治体で出産期にある20歳から39歳までの女性が半数以下になるとの推計を発表いたしました。これらの自治体では、出産率が上がったとしても、若年女性の流出が影響して人口減少が加速し、将来的には消滅の危機にさらされるという衝撃的な内容です。急激な人口減少と少子高齢化の進展で労働力人口の減少が加速化してまいります。

そこで、今後はより一層の社会参加や仕事の戦力として女性が活躍していかなければならない環境になってくると思われます。女性の能力をどのように、どれだけ発揮させていけるかが社会や企業発展の鍵を握ることになると思います。配偶者控除や特別控除が女性の社会進出を妨げているのではないか、子育て支援の拡充を図るべき、また男性の猛烈型サラリーマンの働き方も変えていくべきなど、さまざまな議論がされています。

私たち公明党女性議員が中心となり、本年2月 から4月まで、3カ月間にわたり全国各地域で有 識者や関係諸団体等へのヒアリングや先進地事例 の視察を行い、女性の活躍を推進するために必要 な施策や女性の視点を生かした施策などを調査 し、女性の元気応援プランを作成いたしました。 そして、5月14日、現場の生の声の集大成である 女性の元気応援プランを安倍総理大臣に提示し、 早期実現を強く要請しました。その主な内容は、 2020年までに指導的地位にある女性が占める割合 を30%に引き上げるとの政府目標の達成を加速化 するために、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚 で構成する女性の活躍加速化推進本部を立ち上 げ、2020年に至るまでの加速化プランを策定し、 着実に実現すること、そのほか子育て・介護と仕 事の両立へ休業制度の見直し、がん検診無料クー ポンの恒久化などで健康増進、安全安心確保へス トーカーや性暴力対策強化など、計44項目にわた っています。

日本創成会議の人口減少問題検討分科会により、衝撃的な人口将来予測が発表されました。 2010年から2040年までの間に20歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少する自治体数は、現在の推計に比べ大幅に増加し、896自治体、全体の49.8%に上り、消滅可能性都市とされました。本県は、こうした市町村が8割以上となっています。

1、仕事や社会参画の取り組み、2、労働環境整備について、子育てや介護など、3、再就職や企業支援について、4、女性管理者の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、エネルギー開発、再生可能エネルギーを活用したまちづくりについてお伺いいたします。東日本大震災、特に福島第一原発の惨事を契機に、我が国のエネルギー政策のあり方が大きく問われる時代となりました。消費しても再生されるエネルギーやエネルギー源、いわゆる再生可

能エネルギーには太陽光や風力、水力やバイオマス、地熱などが代表的であるとされています。これらは、温室効果ガスである二酸化炭素を発生しないことで地球温暖化の側面から有効とされ、また事実上無限に存在するため、半永久的に利用でき、枯渇の心配がないため、ますます重要性が増しています。再生可能エネルギーを活用したまちづくりについてお伺いいたします。

以上、3項目について質問いたしました。明瞭かつ具体的、希望あるご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 鎌田議員のご質問にお答え いたします。

まず、環境行政についてのご質問の1点目、雨 水利用促進につきましては、担当部長から答弁を させていただきます。

ご質問の2点目、環境教育につきましては、教育委員会から答弁がございます。

私から、まずは元気な地域づくりについてのご 質問にお答えいたします。人口減少社会における 地域の活性化についてでありますが、当市の人口 は平成25年度末で6万1,765人となっており、平 成17年度末から約4,600人、率にして7%余りの 減少となっております。旧市町村地区ごとの状況 につきましては、東議員への答弁でも申し上げま したとおり、旧町村地区の人口減少が顕著なもの となっております。

次に、少子化についてでありますが、青森県人口動態統計での出生率を見ますと、むつ市においては平成17年度では489人で、人口1,000人当たり出生者は7.6人でありました。平成25年度では出生数は439人で、人口1,000人当たりの出生者は7.4人と減少傾向にあります。しかしながら、平成17年度と平成25年度の推移を比較すると、青森

県全体では7.3人から6.8人へ、むつ市を除く県内 他市の平均では7.7人から7.1人となっていること から考えると、当市は比較的緩やかな減少にある ものと認識しております。

議員ご発言のように、中心市街地から離れた地域ほど人口減少と高齢化が進むことは予想されるところでありますが、そのような状況においても地域において安心して生活を営んでいけるよう、健康を維持するための取り組みに力を入れてまいるとともに、医療や福祉、公共交通の確保等にも意を用いてまいりたいと考えております。

今後の地域活性化策として考えられることは、 地域の魅力ある資源を生かした1次産業の充実、 振興は申すまでもありませんが、人口減少と高齢 化が避けられない中にあっては、住民一人一人が 地域活動の担い手として活躍していただくことが ますます重要になってくるものと認識しておりま す。

秋田県では、以前から集落対策に取り組んでおり、その中では高齢化率が高く、世帯数が少ない 集落であっても、そこに住む住民の個を生かす場 があれば活性化に向かうとの調査結果が得られて いるとのことであります。

個々の住民が活躍する場については、従来であれば町内会活動などが主なものとして考えられておりましたが、最近では首都圏においては大手ファストフード店が60歳以上の方を店員として雇用している例も耳にしており、今後は地方においても高齢者に雇用の場を提供するとともに、産業や地域づくりの担い手として活躍していただく時代になっていくものと思われます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にこれまで以上に地域活動にかかわっていただくためには、地域の皆様との対話を重ねながら一緒に地域づくりをしていくことが必要であり、市民協働の浸透を図りながら、この問題に取り組んでまいり

たいと考えております。

次に、女性が元気で働き続けられる社会につい て、ご質問にお答えいたします。まず、女性の仕 事や社会参加を推進するための取り組みについて であります。市では、少子高齢化の進行や人口減 少社会の到来など、市民を取り巻く社会環境や生 活実態が変化していく中で、男女が互いにその人 権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野に等しく参 画し、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会 を築いていくことが持続可能なまちづくりにつな がるとの考えのもと、ことし2月、第2次むつ市 男女共同参画推進基本計画、愛称「新むつみあい プラン」を策定したところであります。これは、 政策方針決定過程における女性の参画拡大、家庭、 職場における男女共同参画の実現など幾つかの柱 を設けた計画となっておりますが、女性の社会参 画の推進のためには、家事、育児などにおける負 担を軽減することも大切なことから、男性の家事、 育児、介護への参加の推進なども取り入れたもの となっております。

現在この基本計画に基づいた実施計画を策定中であり、家事、育児、介護の現場でどのようなことが女性の負担軽減、共同参画につながるかをわかりやすく説明し、誰もができることから取り組んでいけるものにしたいと考えております。

現在の具体的な取り組み例といたしましては、ことし9月に災害時の避難所運営に男女の視点を生かすための研修会を下北地域男女共同参画ネットワークと協力して開催しておりますが、これは災害という非日常的な場面においても、男女共同の視点がいかに大切か気づかせてくれるものでありました。市民満足度調査によると、男女共同参画社会に対する関心は決して高いものではありませんが、今後とも実施計画に基づいた情報発信などの取り組みを通じて、女性の社会参画への機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、女性が子育てや介護などと両立して仕事を続けていくための労働環境整備についてであります。働く人が性別により差別されることなく、かつ働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる労働環境をつくることは、男女平等の具現化とともに、経済社会の活力を維持していくうえで重要な課題であり、国が定める育児・介護休業法においても、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を強いられる労働者について、仕事と家庭生活の両立が図られる労働環境の整備が重要であるとしているところであります。

また、男女雇用機会均等法では、雇用形態や昇進、定年に際しては性別による差別がないよう、妊娠中及び出産後の女性労働者の母性、健康管理について必要な措置を講ずることなどが定められておりますし、青森労働局においては、これに基づき雇用均等指導員が県内の企業訪問や集団指導を実施していると伺っております。

これらのほかにも、国では高齢者、障害者、母子家庭など、就職が困難な方を雇い入れた事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金などの支援策も講じられておりますことから、市では青森労働局やむつ公共職業安定所などの労働関係機関と連携し、各種制度の周知を図るなど、市内企業の労働環境の維持改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、女性の再就職や起業に対し、どのような 支援をしているのかについてであります。近年出 産や育児が一段落し、再就職を希望する女性がふ えている中で、国では子育てをしながら就職を希 望する方に対してキッズコーナーの設置など、子 供連れでも来所しやすいハローワーク・マザーズ コーナーという安心して相談できる環境を整えて おり、県内では青森市、八戸市、弘前市に設置さ れておりますが、むつ市内にも設置していただく ようむつ公共職業安定所へ働きかけているところ であります。

起業に関する支援につきましては、女性に特化した支援ではありませんが、起業の際に必要となる資金について、青森県が実施している特別保証融資制度であります未来を変える挑戦資金の利用者を対象に、県と連携し、信用保証料を助成する事業を今年度から始めたほか、むつ商工会議所が実施している空き店舗助成事業に対して、その一部を助成しております。

また、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターが起業、創業支援の専門家であります一般社団法人日本ビジネス・インキュベーション協会の認定インキュベーションマネジャーを派遣して、青森県よろず支援拠点出張相談会を青森県むつ合同庁舎内で本年10月から始めておりますので、今後も関係団体と連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次の市の女性管理職の状況はどうかについて は、担当部長より答弁をさせます。

次に、エネルギー開発についてのご質問の再生 可能エネルギーを活用したまちづくりについてお 答えいたします。市では、防災拠点施設等の整備 により、災害に強い自立分散型のエネルギーシス テムの構築、市民の再生可能エネルギーに対する 周知、普及などを目的として、環境省の再生可能 エネルギー等導入地方公共団体支援基金を活用し て、平成24年度から平成27年度までの4年間で総 額約2億円をかけて太陽光発電システムや風力と 太陽光を併用したハイブリッド街路灯を設置して おります。この事業では、平成25年度は災害時の 拠点施設となる本庁舎に20キロワットの太陽光発 電システムの導入、大畑地区などの避難所となっ ている大畑中学校、下北自然の家など5施設6カ 所にハイブリッド街路灯を設置しております。平 成26年度は、川内庁舎に10キロワットの太陽光発 電システム、川内地区、脇野沢地区など避難所5

カ所にハイブリッド街路灯を設置、平成27年度は むつ地区の主要な避難所など13カ所にハイブリッ ド街路灯の設置を予定しております。さらに、本 庁舎などへ導入した太陽光発電システムによる電 気料金の縮減分を太陽の恵み基金として積み立 て、この基金の一部を活用し、再生可能エネルギ ーの普及を目的として、太陽光発電システムを導 入する一般家庭への補助を行っております。

市では、持続可能な地域の形成を目指していくためにも、再生可能エネルギーの活用は重要であると認識しておりますので、燧岳周辺に豊富な地熱資源の存在が見込まれているということに着目し、この地球の恵みであるエネルギーを活用していくことが可能かどうかについて、市が主体となって大学、民間などとも連携した取り組みを強化していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) 鎌田議員の環境行政についてのご質問の2点目、環境教育についてお答えします。

まず、本市の学校現場の実情についてですが、 環境教育は横断的、総合的な取り組みを必要とす る課題であるということから、特別な教科等を設 けることは行わず、各教科、道徳、総合的な学習 の時間及び特別活動の中で、それらの関連を図る ための全体計画を作成し、学校全体の教育活動を 通して取り組んでおります。

特に市内の小学校においては、地域の特性に応じた体験活動を取り入れ、創意工夫を図りながら環境教育を推進している取り組みもございます。例えば関根小学校では、平成24年度から今年度までの3年間、海洋研究開発機構のご協力をいただき、沖縄県名護市の小中一貫教育校緑風学園とテレビ会議システムを使って交流しながら、北の海

と南の海の生き物の違いなど海洋環境について学び、先日11月11日にはむつ海洋科学シンポジウムで発表したほか、来年1月22日には緑風学園と合同の成果発表会を開催する予定となっております。また、川内小学校では、海と森ふれあい体験館を活用しながら、地域の自然を学び、大畑小学校では漁業や林業について学習しながら環境について考え、脇野沢小学校、中学校ではゲストティーチャーを招いてふるさとの動植物について学んでおります。

このように各学校においては、地域や生活の中から教材を開発し、思考力や判断力を身につけるとともに、環境や人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるように努めております。

次に、エコスクールについてのご質問ですが、 エコスクールとは、地球温暖化対策が喫緊の課題 となっている中で、環境に考慮した学校施設のこ とをいいます。具体的な施設への取り組みとして は、太陽光発電型、太陽熱利用型、風力や地中熱 などの新エネルギー活用型、二重サッシの利用、 ひさし、バルコニーの設置による遮へい効果、雨 水利用などの省エネルギー、省資源型及び内装を 木質化する木材利用型などがあります。

本市におきましては、第三田名部小学校、川内 小学校にひさし、二重サッシを利用した省エネル ギー、省資源及び内装に木材を使用した木材利用 型を取り入れているほか、第三田名部小学校には 太陽光発電システム及び雨水の再利用システムを 設置しており、太陽光発電システムによってつく られた電気は、主に浄化槽ブロアポンプの電源と して活用しております。

また、雨水利用につきましては、雨水貯水槽と 滅菌装置を設置し、トイレ洗浄水として再利用し ております。雨水利用に関して文部科学省は、ト イレの洗浄水のほか、校庭への散水の活用を推奨 しておりますが、これにつきましては、防じん対策として一定の効果が見込めるものの、雨水をためる貯水槽と散布するためのポンプが必要となること、また広い校庭を効率よく散布する方法及び電源確保などの課題を解決する必要があります。

なお、平成27年度に完成します脇野沢小学校の 建設につきましては、ひさし、二重サッシ及び内 装に木材を取り入れるほか、その他の活用方法に ついても、他自治体の事例を踏まえながら、効率 的な利用の研究を重ねて、今後の学校建設に活用 してまいる所存でございますので、ご理解賜りた いと存じます。

- ○議長(山本留義) 民生部長。
- ○民生部長(松尾秀一) 鎌田議員の環境行政についてのご質問の1点目、雨水利用促進についてお答えいたします。

ご質問の内容は、雨水の利用の推進に関する法律に関連し、地球温暖化に伴う気候変動が要因とされる渇水、豪雨などが与える生態系に及ぼす影響に対し健全な水循環を維持するため、雨水貯留タンクを新設する家庭などへの助成制度を含めた市の対応についてであります。鎌田議員もご承知のとおり、この法律は雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への集中的な流出の抑制に寄与することを目的として、本年5月1日に施行されております。

施策の実施例については、東北地方に限定して申し上げますと、仙台市、石巻市、酒田市等において、あくまでも雨水の流出抑制を目的として家庭及び事業所への助成制度を導入しておりますが、青森県内においては類似の事例はありません。一方、水資源が豊富で自然豊かなむつ市の家庭においては、雨水をためて散水する場合どのような効果があるのか、また雨水をためることによるデング熱対策を含めた貯留タンクの管理、長期間の

貯留に伴う雨水の水質、冬の間の凍結対策など、 慎重に検討しなければならない衛生面等の課題も 内在しております。したがいまして、施策の推進 については、こうしたさまざまな課題も含めまし て、むつ市民にとってのメリットがまだ不透明で あることから、今後の研究課題の一つと考えてお りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市有建築物への雨水利用設備の導入についてでありますが、実績といたしましては、第三田名部小学校及びしもきた克雪ドームの2施設において雨水を注水利用として水洗トイレに活用する設備を設置しております。今後も有事の際に避難施設となり得る大規模施設においては、財政状況を勘案しながら、導入を検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(山本留義) 総務政策部長。
- ○総務政策部長(伊藤道郎) 女性が元気で働き続けられる社会についての市役所における女性管理職の状況でございますけれども、平成26年4月現在、管理職134名のうち女性は18名となっております。割合では、13.4%でございます。5年前の平成21年度は、割合が4.4%でございましたので、女性管理職の割合は、この5年間でおよそ3倍になっております。

以上でございます。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) ご答弁ありがとうございます。何点か再質問と要望を申し上げますので、よろしくお願いします。

雨水利用につきまして、部長から冬期間のことのお話がございました。この冬期間前に、例えば雨水タンクから水を抜くという、お掃除も兼ねて、そういうことも今後考えられます。災害時、また避難所となる本庁舎や分庁舎、公民館などには、今後この雨水タンク設置も必要かと思われます。と申しますのも、本年4月公布されたこの2つの

法律には財政的な支援もございまして、そのようなことを考えることができると思いますが、この雨水貯留タンクにつきまして、まちづくりの観点から、市長にご所見をお伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

この雨水利用に関して、まちづくりの観点から ということであります。私もこの分野については、 ご質問の通告があってから勉強させていただきま した。

この雨水利用、先ほど部長からも答弁ありましたとおり、このむつ下北地区というのは、水資源が豊富で、基本的には雨水に頼らなくても、水というのを確保できるという状況にあります。この雨水の利用の推進に関する法律の中身、それからこの施策を確認させていただきましたところ、先ほどまさに鎌田議員からもご指摘があったとおり、両国国技館や、それから東京スカイツリー、そういったまさに都心部で使われるようなもの、とりわけ宅地化が進んだ地域の中で最も有効な政策、施策になるのではないかというふうに考えています。

そういった中で、当市において、それがふさわ しいエリアがあるのかどうかというところから我 々は考えていかなければいけないということだと 思いますけれども、そういったことも含めて今後 研究しながら、この導入をするかどうかというこ とを考えていきたいというふうに考えておりま す。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 雨水貯留タンクにつきましては、むつ市におきましても、集中豪雨とか局地的なそういうことがこのごろ懸念されているところです。水はけの悪い地域もございますので、今後担当の方には、この貯留タンクにつきましてもどのような利用価値があるのかも検討していただ

きたいと思います。

先月私たちは5日から9日にかけて、川内町で 断水のときにちょうど議会の出張でございまし た。7日夕方帰宅いたしましたら、留守電に、ト イレの水を流すために焼酎などの大きな空のペッ トボトルが欲しいとの声が録音されておりまし て、水洗トイレの水の補充には持ちやすく、また 使い勝手がよいということで、取り急ぎ要望に応 えて、あちこち電話をして、翌朝川内町に向かい ました。この当時市内の店からは、驚くことにペ ットボトル入りの水がほとんどなくなっている状 況で、川内町の方は、皆さん知り合いの方に水を キープしたいということで、宅配などで水をキー プされていた方もございました。給水車が手配さ れていても、高齢者の方など、ひとり暮らしの方 には給水車まで行けない方もおられたのではない かと考えるところでございます。

また、川内町は下水道の整備が進みまして、水 洗トイレがかなりな普及で、トイレの水をキープ するには、皆さん困ったと話しされていました。 今回のことを教訓にしまして、災害時などを想定 し、非常時の対応も検討していかなければならな いと考えるところでございます。

循環型社会のまちづくりを目指し、雨水利用の 普及啓発につきましても、皆様にお願いしたいと ころでございますので、よろしくお願いします。

続きまして、先ほどのまちづくり、活性化についての再質問でございます。都市部の若者を過疎地の自治体が募集して、地域活動に従事してもらう地域おこし協力隊制度が今全国に広がっています。スタートしたのは2009年度でした。全国でその当時は89人でしたが、昨年度は約1,000人まで拡大しています。政府は、今後3年間で3,000人にふやすという目標を打ち出しました。この制度の活動内容は、地域によって異なりますが、伝統芸能や祭りの復活、また地域ブランドの開発や販

売、空き店舗を利用した商店街の活性化、耕作放 棄地の再生など、本当に多岐にわたっています。 総務省が発表した結果では、昨年6月末までに任 期を終えた隊員の皆様は、約6割がその活動して いた地元、地域に定住したと報告がありました。 地域おこし協力隊制度につきましてのご所見をお 伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 地域おこし協力隊のご質問 にお答えいたします。

市外の人材の活用に関しては、UターンやIターンの受け入れという従来から言われておりますけれども、移住を考える方にとって一番懸念するところが働く場の確保であり、雇用の創出に苦慮している当市ではありますが、人口減少を少しでも緩やかにし、産業を活性化させていくためにも、地元企業等とさらなる連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご発言の地域おこし協力隊についてでありますが、これは総務省が所管しているものであり、地方自治体が都市住民を受け入れて地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、地域の活性化に貢献してもらいながら、隊員がその地域に定住することも図っていくというものであります。

青森県内では、平成25年度末において、佐井村や野辺地町など4町村が受け入れておりますが、佐井村の協力隊員の取り組みについては、観光ルートの開発やコスプレイベントの開催ということが新聞でも取り上げられております。隊員を受け入れている自治体からは、行政として隊員に具体的に何をしてもらいたいのかという方針が明確でなければ、隊員の応募や着任後の積極的な活動に結びつけていくことが難しいということを伺っております。

当市における地域おこし協力隊の活用について

は、受け入れている自治体の取り組み状況や隊員 希望者の情報収集等を行いながら、その導入の可 能性について研究をしてまいりたいと存じます。

なお、青森県では今年度移住交流推進協議会を 立ち上げており、当市も加盟しておりますが、協 議会として東京都内に青森暮らしサポートセンタ ーを設置し、専門の相談員を配置しております。 サポートセンターからは、青森県への移住につい て寄せられた相談内容の情報提供がありますの で、協議会としての活動を中心に、移住を考えて いる方のニーズを把握しながら、情報収集に努め てまいりたいと考えております。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) ぜひ前向きに取り組んで検 討していただきたいと思いますので、よろしくお 願いします。

再生可能エネルギーについて、再質問させていただきます。最近スマートシティ構想という言葉をよく耳にいたします。再生可能エネルギーなどによる発電量や電力の需要と供給を総合的に制御するためのシステムを持つ集合体とスマートコミュニティが広がっていく、そのようなイメージなのでしょうか。

私は、11月25日の地熱講演会で井岡先生、村岡 先生お二人の講演を伺い、地熱は地域の活性化に つながっていけること、再生可能エネルギーを活 用したこのまちづくりに大変希望が湧いてきまし た。また、この日、むつ市燧岳周辺地熱開発研究 会が発足をいたしました。そして、5年から10年 後の事業化を目指し、発電や熱水、温水の利活用 の可能性の調査や、また開発を本格化していくと の発表もございました。再生可能エネルギーを活 用したこのむつ市のまちづくりに、研究会発足と 同時進行で、この本庁舎内に支援室のような特化 した部署設立がこの大きな事業を進めていくうえ で重要ではないかと考えまして、市長のご所見を お伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 地熱開発に関する特化した 部署設立についてのご質問にお答えいたします。

現在地熱を含めたエネルギーに関する業務は、 市役所内では企画調整課が担当しております。議 員ご指摘のように、去る11月25日には、地熱開発 の取り組みを本格的に開始するため、むつ市燧岳 周辺地熱開発研究会を設置したところであり、そ の事務局をこの企画調整課が担当しております。 また、経済産業省では、地熱開発に関する地域の 取り組み事例や技術動向などの情報交換、連絡の 推進を図ることを目的として、各地域の経済産業 局単位で地熱資源に関する自治体連絡会議を発足 させたところであり、当市でも東北経済産業局管 内の多くの自治体とともに、この会議に参画し、 先進地や開発を目指す自治体との情報共有に努め ております。研究会の設置や自治体連絡会議への 参加に加え、今後隊岳周辺の調査事業にも着手し ていくことになれば、業務量が増大するものにな ると思われます。

私といたしましては、今後の地熱エネルギー分野の対応については、息の長い事業となることと認識しておりまして、地熱に関しての市民の皆様への理解、周辺環境や温泉への影響など、不安の払拭、開発コスト、事業化の枠組みなど、さまざまな課題をクリアして事業を進めるうえでは、しっかりとした体制を整備することが必要と考えております。

一方で、来年度の事業を見ますと、これは調査が中心となりますので、現時点で課の設置等の特別な取り組みは、組織的な取り組みまでは必要なく、今後事業のボリュームの増大に応じて考慮すべき事項であると考えております。

いずれにいたしましても、本事業をしっかりと 進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜り たいと存じます。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 市長からは、今後のボリュームの増大に合わせてというご答弁をいただきました。

これからのまちづくりのために、再生可能エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めるための産学官連携した取り組みが求められ、その結果産業や、また雇用も生まれ、そして地域経済の活性化につながっていくのではないかと大変期待をするところです。ぜひ大きな視点に立って、この10年後、20年後、私たちの子供の時代、また孫の時代につながるようなグランドデザインを描いていただきたいと思い、ご期待を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山本留義) これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時06分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎工藤孝夫議員

○議長(山本留義) 次は、工藤孝夫議員の登壇を 求めます。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 日本共産党の工藤孝夫です。 むつ市議会第222回定例会に当たり一般質問を行 います。

質問の第1は、水道問題についてであります。 先月11月5日から8日までの4日間続いた川内地 区上水道の断水は、15地区内の1,380世帯、約3,000人の住民生活に深刻な影響を及ぼしたことは申すまでもありません。公営企業管理者の報告では、原因については強風による枯れ葉などが水の流れを阻害したことを要因としております。断水から復旧になる過程で私のところにも多くの問い合わせと苦情が寄せられたところであります。

そうした中で、私が深刻に受けとめたのは、断水はいつ回復するのか、いつごろ直る見込みなのかという問いが多く、そこには見通しのつかないことへの不安、情報が全くないことへのいら立ちが住民の意識を支配したという事実がありました。実際「復旧の見通しはついておりません」という無線放送が流され、住民の不安が一層募ったことは間違いないことであります。これらのことから、私はまず現況を知らせることは当然としても、あわせて原因の調査と、復旧に向けて全力を挙げていることや、給水作業の取り組みを詳細に無線放送の内容とするなど、住民の不安を少しでも緩和することが必要だったのではないかと思うものであります。

そこで、第1点に、住民の不安を最小限にとどめるための周知を図る点で、初動の放送内容が適切であったのかどうか、教訓に属する問題として答弁を求めるものであります。

第2点目に、お年寄りを含む断水世帯に対比して、給水箇所がわずか6カ所のみであったことです。私も電話でありましたが、公営企業局長に給水箇所の増設を要請させていただきました。後に県内他自治体の応援を受け、給水箇所数も14カ所にふえたことは確認しています。これらの経過からして、見通しに甘さがあったのではないかと考えますが、どうだったのか答弁を求めます。

次に、西通り地区簡易水道と上水道の統合整備 事業完成後の事故対策についてお尋ねいたしま す。現在西通り地区において水道の統合整備事業 が進められております。完成の後、地震その他の 要因で導水管に異常を来し断水となった場合、西 通り地区の全世帯に甚大な影響が及ぶのは必至で あり、かつ火災でも重なるなら深刻な事態をもた らすことも明瞭であります。そこで、現在ある簡 易水道施設を川内、脇野沢地区とも1カ所ずつで も残し、不慮の事態に備えるべきと考えますが、 この点についての答弁を求めます。

質問の第2は、除排雪対策についてお尋ねいたします。同僚議員の質問とも重複となることをご承知願います。北国、特に本州最北の地に住む者にとって雪は宿命とはいえ、近年は国道が麻痺するほどの豪雪になるなど、日常生活が脅かされるのが常となっています。市民生活に混乱なく平常に冬を過ごせることが切望されています。安全安心な除排雪体制と確立をどのように進められるのか、歩道、通学路を含め、計画の全容について答弁を求めます。

2点目に、福祉除雪制度についてお尋ねいたします。3年続きの豪雪で、とりわけ高齢者、障害者世帯は玄関前の除雪も大きな負担となりました。お年寄りや弱者にとっては、まさに地獄の冬場を迎えます。

平成26年10月現在、市の65歳以上の人口は1万7,126人で、高齢化率は総人口の27.8%となっています。75歳以上の人口は8,426人、ひとり暮らし人口が平成24年2月現在で1,826人となっております。市の社会福祉協議会の実績報告書によれば、除雪ボランティア活動として自らの除雪が困難な高齢者世帯や障害者世帯で、経済的な理由でほかに支援を求めることができず、かつ家族及び親類などからの支援が得られない世帯に対し、無料で除雪活動を行っていることはご承知のとおりであります。

市介護福祉課においても、高齢者など除雪サービス事業を展開しております。しかし、対象内容

的には市社会福祉協議会の除雪ボランティア活動 に近い条件にあるにもかかわらず、一部利用負担 があります。私は、これを発展的に緩和して、青 森市が踏み切ったように、高齢者及び弱者や除雪 の困難な世帯でもむつ市で安心して住み続けるこ とができるように、市の高齢者など除雪サービス 事業を福祉除雪制度として位置づけ、自己負担な しで行うことができるよう強く求めるものであり ます。

以上、市長並びに公営企業管理者及び理事者の 誠意ある答弁を求めて、壇上からの質問といたし ます。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 工藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、水道問題についてでありますが、このたび発生した川内浄水場の導水管の閉塞による川内地区の広範にわたる断水につきましては、断水地区の皆様方の落ちついた行動によりまして、大きな混乱もなく収束いたしました。皆様方のご理解、ご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

この件につきましては、公営企業管理者から答 弁があります。

次に、除排雪対策についてのご質問につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○議長(山本留義) 公営企業管理者。

(遠藤雪夫公営企業管理者登壇)

○公営企業管理者(遠藤雪夫) 工藤議員のご質問 にお答えします。

水道問題についてのご質問の1点目、川内地区 上水道断水事故と教訓についてお答えいたしま す。川内地区における断水につきましては、強風 により枯れ葉などが通常以上に導水管に流入し、 発生した自然災害と考えており、5日間にわたり 川内地区の皆様に大変なご不便をおかけいたしま した。このように断水が長引いた大きな要因は、 導水管路の延長が約2.6キロメートルと長く、閉 塞箇所の特定に時間を要したことによるものであ ります。

この対応として、飲料水の確保と節水のお願いを繰り返し広報するとともに、断水に備え、11月5日の夕方までに給水所6カ所の設置作業を完了しております。さらに、断水の長期化が懸念されたことから、市長を本部長とする強風災害による川内地区断水対策本部を設置し、新たに8カ所の給水所を増設して合計14カ所とすることとし、さらに災害時要援護者や給水所に来ることのできない方には、希望により個別に飲料水を配布するなど、応急給水体制に万全を期した対応をいたしました。

教訓といたしましては、断水状況や復旧の時期についての情報が少ない、また多くの情報媒体を利用すべきではないかとのご意見をいただいたことから、今回も途中から対応させていただきましたが、防災・かまふせメール、フェイスブック、エフエム放送を利用するなど、多種多様な手段で随時情報を発信できるよう、当初から対応してまいります。

また、給水所の設置につきましては、初期対応として公営企業局で保有する車両、資機材及び人員で運営可能な最大限の給水所を設置したものであり、その後断水が長引くことが懸念されたことから、日本水道協会青森県支部に支援を要請し、青森市、十和田市、八戸圏域水道企業団の応援を得、横浜町、大間町、佐井村、風間浦村、東通村の給水タンクをお借りして給水所の増設を行い、応急給水体制に万全を期したものであります。

今後の対策につきましては、川内地区の八木沢 下流に新たな建設中であります(仮称)八木沢浄 水場には今回のような導水管の閉塞が起こらない ような設備を設けており、平成28年度には供用開 始できる予定でありますので、今後このたびのよ うな断水は起きないものと考えております。

ご質問の2点目、西通り地区簡易水道と上水道の統合整備事業完成後の断水事故対策についてお答えいたします。現在継続事業として進めております上水道整備事業と簡易水道統合整備事業は、西通り地区の水道施設の再編がその主な事業内容となっております。上水道整備事業は、平成22年度から平成30年度までの継続事業として実施しており、川内地区につきましては、配水管の布設がえ工事を平成22年度から始め、平成24年度で完了しております。

次に、簡易水道統合整備事業でありますが、平成23年度から平成31年度までの継続事業であり、現在は主に(仮称)八木沢浄水場の建設を実施しており、今年度は配水池を建設するための造成を行い、来年度に配水池を整備し、平成28年度には供用開始する計画となっております。その後川内地区簡易水道地域及び脇野沢地域に供給範囲を広げ、平成31年度までに完成する計画となっております。

事業完成後の災害などへの対策についてでありますが、今回と同様、災害時において必要な事項を定めておりますむつ市公営企業局水道施設の災害復旧対策及び飲料水の確保及び供給等に関する規定に基づき、災害の規模や期間を考慮し、必要に応じて各種団体に支援を要請するなどの対策を講じることになります。

また、既存の各簡易水道施設は老朽化が著しく、維持管理が難しいことや水量が少ないため、緊急時への対応は難しいものと考えております。現在建設中であります(仮称)八木沢浄水場には、約1日分の水を蓄えることのできる貯水池を設けており、管路の破損事故が生じましても対応できる施設となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 建設部長。
- ○建設部長(鏡谷 晃) 工藤議員の除排雪対策に ついてのご質問の1点目、歩道、通学路を含む除 排雪の徹底についてお答えいたします。

先日の浅利議員のご質問にお答えしておりますように、市の除排雪につきましては、市道、生活道合わせて475.3キロメートルの除雪を深夜から早朝にかけて実施し、通勤通学前までに道路交通を確保させることとしております。その後道路状況や積雪状況を調査し、必要に応じ23キロメートルの歩道除雪や排雪作業を実施することとしており、市で所有している小形ロータリ除雪車5台を活用し、通学路及び生活道路の歩道確保に向けて取り組んでいるほか、歩道除雪につきましては、青森県が所有する貸し出し用の小型除雪機12台と市で所有している貸し出し用の小型除雪機8台を活用し、町内会など地域の方々と協働で実施しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) 除排雪対策について のご質問の2点目、福祉除雪制度についてお答え いたします。

市では、平成12年度から生活支援サービスの一つとして、高齢者のみ、または障害者のみの世帯で除雪が困難と思われる世帯に生活道路の確保を目的とした高齢者等除雪サービス事業をシルバー人材センターに委託して実施しております。この事業は有料でありまして、利用時間帯により異なりますが、30分単位でご本人から200円から300円を負担していただき、700円から900円を公費で負担する形での除雪支援を行っております。

この事業では、必要最小限の生活通路等の確保 のための除雪に限定しており、それ以上の部分に つきましては、ボランティア等による除雪や業者 の除雪サービスを利用していただくことになりま す。 高齢者等除雪サービス事業の実績につきましては、平成23年度の豪雪の年は実利用者577人、延べ利用回数1万1,382回で支出額1,650万7,000円、平成24年度は実利用者566人、延べ利用回数8,654回で支出額1,079万7,300円、平成25年度は実利用者581人、延べ利用回数8,681回で支出額1,034万3,200円となっております。

また、県内他市でシルバー人材センター等に委託して当市と同様な除雪サービス事業を実施しているのは6市ございますが、そのうち5市が利用料を徴収しておりまして、対象要件も高齢者世帯のうち非課税世帯等に限定するなど、必要最小限の支援となっていることから、県内他市と比較いたしましても、むつ市の除雪サービスは充実しており、予算規模も相当なものと認識しております。

一方、除雪ボランティア活動は、社会福祉協議 会が独自に行っているものでありまして、むつ市 ボランティア市民活動支援センターという名称で 一般市民からボランティアを募り、高齢者に限ら ず、要望のあった市民に対して休日を中心に無料 の除雪サービスを行っております。ご自分のお勤 めの合間を割いてのボランティア活動ということ で、時間や作業量にもある程度限界があるようで して、昨年度の除雪ボランティア登録者は26人で、 作業実績は8件と伺っております。したがいまし て、市で実施している高齢者等除雪サービス事業 は、公費を投入して除雪が困難な方々の日常生活 に必要不可欠な範囲の除雪を保証するものであ り、ボランティア除雪とは役割が違うと考えてお りますので、利用料の無料化ということにつきま しては、自力で除雪している多くの市民の方々と のバランスを保つためにも、利用する方々に一部 負担していただきながら継続していきたいと考え ておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 除排雪対策について、再質問

いたします。

雪が降るのはとめることはできませんけれども、丁寧な除排雪ということは、これはできることです。朝起きたら、シャッターをあけることができないほど雪が寄せられていたと、そういう苦情、車庫、うち、外壁が傷つけられたという苦情、これがこれからふえていくのです、そういう苦情が。そういう点では、除雪請負業者との契約、あるいは指導、こういうのはどのようになっているのかお尋ねいたします。

- ○議長(山本留義) 建設部長。
- ○建設部長(鏡谷 晃) 工藤議員のご質問にお答 えいたします。

市では、毎年道路除排雪業務の契約締結前に、 委託業者除排雪会議を開催し、除排雪時の注意事 項や前年度までに市民から寄せられた要望、苦情 等の内容を全業者で確認したうえで、その年の除 排雪業務に当たるよう指導しているところでござ います。また、平成24年度からは、青森県建設業 協会下北支部のご協力をいただき、除排雪機械の オペレーターを対象とした講習会を開催し、技術 面や排雪作業の安全面を強化しております。今年 度は、新たに交通誘導員の講習会を実施し、技術 面や安全面において、市内全区域で同様な除排雪 作業が実施されるように取り組んでおります。市 では、市民からの苦情、要望などで改善すべき点 が判明した場合は、業者と連携を密にとり合い、 できる限り地域住民の声に応えて除排雪作業を実 施したいと考えておりますので、ご理解を賜りた いと存じます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 物損事故に対する責任は誰が 負うのか、そういう指導はどうなされているのか という質問に対しての答弁はございませんでした ので、お答え願いたいと思います。
- ○議長(山本留義) 建設部長。

- ○建設部長(鏡谷 晃) 失礼いたしました。 物損に対する責任ですが、これは業者のほうで 保険を掛けておりまして、それで対応をさせてお ります。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 排雪の問題ですけれども、これまで過去に海に雪を捨ててはならないということで、雪の捨て場がなくて困っておった、そういう年もありました。この点で、雪捨て場の確保にどう取り組まれるのかということと、海に雪を捨てない、捨ててはならぬということは、今どうなっておりますか。
- ○議長(山本留義) 土木課長。
- ○建設部副理事土木課長(下山房雄) お答えいた します。

雪捨て場の確保に関しては、排雪作業に時間を 要することから、国有地等の買い上げをしまして ふやしております。

海に関しての雪捨ての件ですけれども、漁業権 等の絡みもありまして、青森市は例外的にその辺 を許可されているようですけれども、当市におい ては、今のところ海への雪捨ては行っておりませ ん。

以上です。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 福祉除雪制度について再度質問いたします。

部長答弁では、福祉除雪制度については役割が 違うのではないかと、多くの市民とのバランスの 関係からいってできないと、こういう答弁であり ました。しかし、ご承知のように市の除雪サービ ス事業を受けるには、65歳以上のみで構成される 世帯、それからこの辺ぐらいはわかるとしても、 身体障害者手帳の障害等級が1級、2級の方のみ で構成される世帯と、これが要件になっているの です。身体障害者1級、2級という身体状況はど ういう状況かということは、よく皆さん方は、そ ういう点で苦労していると思いますので、私から 言わなくてもわかっているとは思いますけれど も、こうした方々から、除雪サービス事業とはい いながらも一部負担を求めるというのは、余りに も冷たいと思いませんか。市長、この点で再考を する意思はありませんか。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

先ほど部長からも答弁ありました、県内で除雪 事業を実施している6市のうち5市が利用料を徴 収しており、1時間につき100円から550円程度い ただいていると伺っておりますし、市の高齢者等 の除雪サービスについては、現在も1,000万円以 上の公費をかけて実施している事業であります。 こうした中で、自力で除雪をしている方々がいる ということですので、無料化ということは、こう した方々とのと公平性という観点からもふさわし いことだとは思いませんので、公助、それから共 助、それぞれの役割を明確にして、お互いに補完 し合うことが重要ではないかと考えております。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 自力でできないから、自助でやれないから障害者1級、2級という方、だから私は言っているのです。こういう方は要件から外すべきではないかということを言っているのです。決して無理な話ではないと思うのです。どうですか。
- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 先ほどお答えしたとおりであります。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 地方自治体の仕事は、社会福祉の充実に重きを置くべきものなのです。そういう点で、このむつ市で先頭を切っていただきたいということを要請しておきたいと思います。

次に、水道問題について再度お尋ねいたします。 私冒頭に聞き違いしたのかどうかわからないけれ ども、今度からはそういう放送については多種多 様な形態をとるというご答弁でしたでしょうか。 そこをちょっと確認していきたいと思うのですけ れども。

- ○議長(山本留義) 公営企業管理者。
- ○公営企業管理者(遠藤雪夫) 先ほども申し上げましたが、断水状況や復旧の時期について情報が少ない、また多くの情報媒体を利用すべきではないかとのご意見をいただいたことから、今回も途中から対応させていただきました。防災・かまふせメール、フェイスブック、エフエム放送などを利用するなど、多種多様な手段で随時情報が発信できるよう、これから当初から対応してまいります。

以上です。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) とにかく「復旧となりました」、「大変ご迷惑をおかけいたしました」、こういう無線放送があったのは9日の午後です。私もこの無線放送は本庁でちょうど聞いておりました。この時点では遅いということを私は言いたかったのです。先ほど言ったように、苦情が来た、共通しているのは、とにかく見通しが立たないことへの不安、そういうものが物すごかったと、共通しておったということなので、あえてこの点を申し上げました。言ってみれば、水を売るほうと、料金を出して水を買うほうの需要と供給のそうした関係にもありますので、そういう配慮した放送サービスはぜひ今後心がけていってほしいということをあえて申し上げさせていただきます。

それから、断水世帯に対比して給水箇所がわずか6カ所であったということを私言いました。それが14カ所にふえたわけですけれども、断水の世帯面積を考えるというと、6カ所というのはどう

いう規定があろうとも、やっぱり見通しの点ということでは甘かったと、私はそう考えております。 そういう点で、対策本部長を務めた市長にお聞きしますけれども、以前は断水があったとき、大きな断水があったときは、消防車での給水が非常に大きな威力を発揮したのです。これであれば、沿道にいて待っていて給水できるわけだから、比較的お年寄りの方でも非常に助かったわけだけれども、その点での消防本部との連携、そういうものはどうなっておったのでしょうか。この点をお尋ねしたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

消防本部との連携についてですけれども、給水 所の認識、その箇所数の認識について、まず私か ら答弁させていただきます。当初6カ所というこ とでありましたけれども、これは企業局が所有し ている給水設備、これを最大限活用して6カ所と いうことで、当初から最大限の対応をさせていた だいております。それに加えて、長期化が予想さ れるということで、周辺の市町村のご協力を得て 14カ所にしたということでありますので、これ以 上の対応は基本的にはできなかったということで 認識してください。

それから、消防車による給水も我々は対策本部の中で考えておりました。一方で、これは飲料水としては現時点では使えないという判断があり、また道路の状況等でこれを配るということもなかなか難しいということで、さらに14カ所の給水所の来ていただいている方々の人数、どこも並んで水をとりに来ているという状況ではございませんでした。そういったところも勘案して、消防車では特に給水は行わなかったということであります。

それから、消防本部との連携について、これは 対策本部の立ち上げの前から下北広域消防の次長 に我々の打ち合わせに入っていただいて、常に連携をとっておりました。具体的には、給水施設設備をせきとめて、ポンプ車を使って仮設の給水を浄水場にしていたということで対応していただいておりますので、対策本部の中では、当初より消防本部との連携はとっておったということでございます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 今の答弁を聞きますと、万一の場合は、消防との連携がとれれば給水車として それは活用できると、こういうことで理解してよ ろしいですか。
- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) ですから、答弁しましたとおり、飲み水ということではなくて、生活用水ということであれば、消防車も使えるということで理解しております。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) そこで、再度お尋ねいたしま す。

端的に言って、自然災害に備えて、今後大型給 水車を購入する計画を持つだとか、そういうこと で広域行政の中でも課題にしていくべきだという ふうに私は思うのですけれども、そういう意思、 ございませんか。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 広域行政に関するご質問に は、今議会ではお答えすることはできません。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) それでは、広域行政ではなく て、今の質問の中で答えられるようだったら答え てください。
- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 給水に関しては、公営企業 局のほうでしっかりとした将来的な見通しを立て ていると思いますので、公営企業局のほうから答

弁をお願いします。

- ○議長(山本留義) 公営企業管理者。
- ○公営企業管理者(遠藤雪夫) 現在公営企業局では、ポンプつきの給水車、2トン車と3トン車あります。それで、タンクは1トンのが6個あり、これで6カ所いわゆる設置したわけです。その1トンのタンクは移動式ではありませんので、据え置きですので、そこへ運ぶために2トン車の給水車、3トン車の給水車がぐるぐる、ぐるぐる回って、その1トンのタンクに水を供給していくということになりますので、2トン車、3トン車、旧8市の中で持っているのは、3市以外ではむつ市だけでございますので、そういうでき得る限りの資機材は準備しておるつもりであります。

ただ、8カ所増設した件につきましては、これはまず発覚してから佐井村、横浜町、東通村等から借りるために全部とりに行ったわけです。ですから、時間的に、もう往復の時間、佐井村であると3時間要するわけですから、5時に設置できたのは、まさに奇跡かと、我々はそう思っておりますので、これからは大規模災害になりますと、これで済まないわけですから、そうなった場合は、もう別のことを考えなければならない。県全体の大災害とかそういうのになれば、もう他県からの応援を頼まなければならないと、そういうことでありますので、これも十勝沖地震以来の検討課題であると、そう思っております……

- ○議長(山本留義) 公営企業管理者、ちょっとマイクに近づけて答弁してください。
- ○公営企業管理者(遠藤雪夫) 思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) そういう緊急な場合の給水体 制は必要だと、そういう認識をしているという公 営企業管理者の答弁ですから、給水車の購入、こ ういうことも今後ぜひ積極的に考えていって、重

大災害に備えていただきたいということを申し述 べて質問を終わります。

○議長(山本留義) これで、工藤孝夫議員の質問 を終わります。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩いたします。 午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎斉藤孝昭議員

○議長(山本留義) 次は、斉藤孝昭議員の登壇を 求めます。12番斉藤孝昭議員。

(12番 斉藤孝昭議員登壇)

○12番(斉藤孝昭) 一般質問をさせていただきます。

少子高齢化、人口減少といった状況に直面する むつ市にあって、議会の果たすべき役割や方向性 としては、基本となる財政運営について理解を深 めることはもちろんですが、市長や執行部の政策 や事務の執行をチェックし、厳しい財政見通しの 中、議員として責任ある発言に努め、さまざまな 提案をしていくことが必要と考え、むつ市議会第 222回定例会に当たり一般質問をさせていただき ます。

今回の質問事項は、1次産業の振興と活性化に ついて、少子化対策について、今後の行政運営に ついての3点であります。

まず、1点目の1次産業の振興と活性化についてであります。去る11月19日、むつ市とみちのく銀行様がインターネットを通じて小口の資金を不特定多数から募るクラウドファンディングを活用し、商品開発や販路拡大などを支援する「食と農林畜産業の振興と活性化に関する業務推進協定」

を締結しました。内容は、クラウドファンディングのほか、生産から加工、販売に至る6次産業化や農林水産畜産業経営の複合化などとなっておりますが、地域経済の低迷や人口減少、少子高齢化、市財政の悪化など困難な課題が山積している中、民間からのこのような支援は非常にありがたいことであります。

1次産業の活性化を進める背景にはどのようなことがあるのか、実情はどうなっていて問題は何か、現状分析についてはむつ市の強みと弱み、振興策の方向性はどうなのかなど、行政側の戦略を政策提言する必要があると考えます。1次産業への後継者や新規就労者をどのように支援し、どのような成果を目標としているのかお聞きいたします。

次に、農地の貸し借りについてであります。青 森県農地中間管理機構は、農地の借り受け希望者 と貸し出し希望者の応募状況の中間報告を公表い たしました。それによると、むつ市の場合、農地 を借りたい希望面積209ヘクタールに対し、貸し てもいい希望面積がゼロヘクタールでありまし た。この制度は、各都道府県に設置された農地中 間管理機構が地域から農地を借り受け、必要とあ れば基盤整備などを行ったうえで生産者へ農地を 貸すという仕組みとなっていまして、具体的には この機構が農地を借り受ける場合は、その地域に 地域集積協力金として10アール当たり2万円から 3万6,000円を、また個々の貸し手に対しても、 その貸し手が経営転換やリタイアするならば1戸 当たり30万円から70万円の経営転換協力金が支払 われます。また、農地の集積の促進のため、この 機構が持つ借り受け農地に隣接した農地を貸し出 すならば、耕作者集積協力金として10アール当た り2万円が支払われるといった内容であります。

このような条件をつけても、意欲ある担い手に 貸し出すといった目標達成には非常に難儀をして いるようであります。もともと農地の貸し借りについては、農業委員会やJAが相談を受けたりしていたようですが、農地法による貸し借り許可、農業経営基盤強化促進法による利用権設定などにより、農地を借りたい新規就労者が条件のよい農地をなかなか借りられなかったことが耕作放棄地がふえた一般的な要因とされています。

農業従事者の高齢化と担い手不足の解消、そして新規就労者への支援は、行政と農業委員会、そしてJA、さらにこのたびアドバイザーとして協力していただくみちのく銀行様の連携した取り組みに期待するものでありますが、当市において農地の貸し出し希望者が少ない理由と農業振興について、農業委員会が抱える課題は何かお聞きをいたします。

次は、少子化対策についてであります。少子化、 そして人口減少、地方自治体だけの問題ではなく、 我が国全体の重要課題として誰もが口にするはや り言葉のようになっています。少子化は、経済活動、社会保障、特に年金問題、労働市場などに大 きな影響を与えています。現在の高齢化社会は、 高齢者の人口が多いことが問題ではなく、生まれ る子供が少ないゆえに高齢者の比率が高いことが 問題と考えます。

では、なぜ少子化に進んでいるのでしょうか。 一般的には、男女の関係や住環境が挙げられていますが、私は子育てにお金がかかり過ぎることが一番の問題だと考えています。それを改善するために、自治体の考え方によっては、幼児教育や保育にかかる費用や医療の免除、手当の支給など、金銭での支援を少子化対策として実施しているところもありますが、むつ市では厳しい財政状況の中、国の施策にのっとった行動や事業の実施のみに至っているところであります。

さて、少子化対策の目標は、子供を産み、ふや すことに尽きると思います。来年4月から導入予 定の子ども・子育て支援新制度は少子化対策の一翼を担うのでしょうか。財源である消費税の再増税延期により、予定していた財源をどう確保するのか、今後の行政運営にも大きくのしかかってくる要因とも思われます。新年度から導入予定の子ども・子育て新制度が少子化対策となる理由をお知らせください。

また、安心できる子育て、産み育てる環境の理想と現実について市長の所見を求めます。

質問の最後は、今後の行政運営についてであります。今回は、地方公共団体における内部統制制度導入の必要性について市長の所見をお伺いいたします。内部統制とは、組織が目的を有効的、効率的かつ適正に達成するために、組織内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し、運用することを言いますが、総務省は内部統制制度の必要性について次のように発表しています。

人口減少社会において、地方公共団体は、その 事務の処理の適正さが求められる一方で、不適正 な事務処理のリスクが拡大する傾向にある以上、 何も対策を打たない状況が続くことによって、強 い危機感を持つべきである。もちろん内部統制を 導入すれば、全ての事務が適正になるわけではな く、一定の限界がある。内部統制の取り組みを進 めることは、その事務の適正さを確保するために 有効なツールであることは確かである。今後地方 公共団体における事務処理の適正さが一層求めら れる中で内部統制制度の充実が必要である。つま り多様化する住民サービスを支える制度が複雑化 していることに加え、行政改革によって職員は削 減するが仕事量が変わらないことによりミスが増 大する等につながることが懸念されることから、 このような制度によってリスクを少しでも回避し ようということであります。

政治というのは、将来のこの地域の発展のため、 そしてここに住む住民の幸せのために行うものだ と思います。それには十分な説明と情報の公開、 さらに住民のために働く全庁一丸となった姿勢、 そして行政と市民との良好な信頼関係が必要と考 えます。そのための一つの方策として検討してほ しいのが内部統制の必要性についてであります。 答弁をよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 斉藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、1次産業の振興と活性化についてのご質問の1点目、1次産業への後継者や新規就労者をどのように支援し、どのような成果を目標としているのかについてお答えいたします。

むつ市の1次産業は、各地域の特性を生かす形で発展してきましたが、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、生産構造の脆弱化が進んでおります。このような背景のもと、当市では新たな担い手となる後継者や新規就労者の育成確保を図ってまいりました。

1つ目は、国の青年就農給付金事業の活用であります。今年度は、先般の新聞報道にもありましたとおり、金谷沢地区において兄弟2名がハウス8棟を活用し、イチゴ栽培を中心とした施設園芸農家として就農したほか、20代の女性1名が大曲地区において就農し、農地30アール、ハウス2棟を活用しながら、トマト、キュウリなどの野菜や花等を生産、出荷しております。また、平成24年度からは、水川目地区で30代男性1名が畜産農家として、現在は肉用牛46頭を飼養しているほか、平成25年度から小沢地区で40代の夫婦2名が農地20アールを活用しながら、ニンニク、その他野菜等を栽培する農家として規模拡大に取り組んでおります。事業開始当初から今年度までに、合計6

名が就農しております。

市では、このような新規就農者に対し、国の補助金を活用し、基本的に1名当たり年間150万円を給付しており、経営の安定に努めているところであります。さらに、この事業を通じて平成28年度には、新たに3名が就農する予定となっており、現在先進農家や県の営農大学校で経営開始に向けた研修を行っております。こうした国の制度や市の支援により、新規就農者はわずかながらも毎年増加傾向にあり、新たな担い手となる後継者の育成、確保が図られてきていると考えております。

2つ目は、県の単独事業であります農山漁村地域経営担い手育成システム確立促進事業であります。この事業では、サンマモル・ワイナリー、北彩漁業生産組合、下北アピオス振興会等に対して販路開拓や生産基盤強化の取り組みを支援し、新たな担い手の育成を目指しております。

3つ目は、後継者や新規就農者の所得を確保し、 定着させていくための取り組みとしまして、下北 地域県民局が「しもきた経営"農"力養成塾」を 開校しており、地域の先進農家の視察研修等に取 り組むなど、関係団体及び地域が一丸となって担 い手の育成を図っているところであります。

次に、将来の漁業を担う新規就労者につきましては、漁業権や漁業協同組合規約等の制限があるため、まず現に漁業を営んでいる漁業経営体に雇用される必要がありますが、漁業経営体が新規就労者を受け入れるためには、経営が安定していることが必須条件だと思われます。しかしながら、近年の魚価の低迷及び漁場環境の変化によるイカやサケなどの回遊性の主要魚種の漁獲量の減少、漁業用燃油価格の高どまり等、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このことから、市では漁業共済掛金補助により経営安定化を図る事業のほか、マダラ、ナマコ、サクラマスなどの種苗生産、放流並びにホタテ貝殻の敷設及び投石

によるナマコ増殖場の造成など、資源増大のため の事業に対して補助金を交付し、経営の安定を図 っております。

市といたしましては、これらの施策を継続していくとともに、将来的には多くの担い手が育ち、自立できるようさまざまな角度から漁業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の農地貸し出し希望者がいない理由と農業振興について、農業委員会の抱える課題は何かについてお答えいたします。農業振興について、農業委員会の抱える課題は何かについては、農業委員会より答弁があります。

国は、全国的に耕作放棄地が増加していることを受け、耕作放棄地の発生防止と担い手への農地を集積することで、農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理事業を創設したところであります。

青森県においても、公益社団法人あおもり農林 業支援センターが県の認可を受け、農地中間管理 機構として担い手への農地集積、集約の加速化を 支援するために事業を行っております。

市でも本年7月より、青森県農地中間管理機構と業務委託契約を締結し、相談窓口を設置するとともに、説明会の開催、市政だよりやパンフレットでの情報発信などを主体に、事業の普及啓発に取り組んできたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、農地の借り受け希望者は10月末現在で農業法人と個人農家合わせて8人、面積で209ヘクタールとなっておりますが、農地の貸し出し希望者はまだいない状況であります。

貸し出し希望者がいない理由といたしましては、制度の周知がまだ十分にできていないことや、 農地を貸し出した所有者は借り手を選ぶことができないため、面識のない農家や法人に貸し付ける ことに抵抗があるものと考えられます。 また、農地の賃借契約期間は原則10年以上としているため、将来自分の農地がどのような使われ方をするのか、不安に感じる農地所有者も多いのではないかと推察しております。

今後は、市ホームページを活用するとともに、 農地中間管理機構や県と連携し、広く市民に制度 内容等を周知してまいりたいと考えております。

さらに、農地の利用促進を図るために国や県の 支援制度を活用し、新規就農者の開拓や規模拡大 を目指す農業法人等に農地の集約化を進めるとと もに、県や生産者、農協と連携しながら、一球入 魂かぼちゃ、夏秋イチゴ、ニンニク、アピオスな どの産地化と振興を図り、農業の持続的発展を目 指し取り組んでまいりたいと考えておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、少子高齢化についてのご質問の1点目、 子ども・子育て新制度が少子化対策となる理由は 何かについて及びご質問の2点目のうち、安心で きる子育てのための制度の現状については、担当 からお答えいたします。

安心できる子育て環境の理想と現実についてでありますが、私が公約の中に掲げております「こどもは地域のたからもの」、これは我々地域から見た目線であり、それ以前に子供は親にとってかけがえのない、ほかにかえることのできない宝であります。理想、これは少し抽象的になりますけれども、地域と家庭がしっかりとした役割分担のもとで子供を育てることができる環境の整備だと思っております。

子供を取り巻く環境は、各家庭によって大きく 異なりますが、その一方で、子供の未来はこのま ちの未来でもあり、どんな家庭環境であっても、 子供の将来が制約されるものであってはいけな い、このように思っております。

保育、養育、教育、そしてそれらを連ねる医療、 この全て、一連の育成過程において、我々が家庭 をフォローすべきことをやっていく必要がある と、このように考えております。

また、さまざまな事情を抱えている家庭もあるかと思いますが、各家庭においても力を尽くしていただきたいと、このように考えております。それが私の理想であり、私自身の課題でもありますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、今後の行政運営について、地方公共団体における内部統制制度導入の必要性についてのご質問にお答えいたします。総務省では、地方公共団体が厳しい財政状況に置かれ、職員数の大幅な削減や行財政改革に懸命に取り組んでいる中で相次で不適正な事務処理や職員の不祥事等により行政に対する地域住民の信頼が大きく揺らいでいる状況から、地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会を発足させ、平成21年4月に住民から信頼される地方公共団体を目指すための基本的な考え方を示した報告書を公表したところであります。

この報告書には、制度の必要性やPDCAサイクルの実現などの具体的な設計案、制度導入により期待される効果が示されており、内部統制制度の導入に向けた指針になるものと考えております。

現状において、当市では内部統制の4つの目的 とされております業務の有効性及び効率性、財務 報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、 資産の保全のそれぞれの事務の評価については、 各部局がそれぞれ行っているという現状にありま す。

内部統制に関しまして、私が考えていることの一端を申し上げますと、最も重要なことは、政策を実現するうえでのPDCAサイクルの導入であると考えております。当市もそうであるように、行政には長期総合計画があり、長期総合計画に掲

げた政策を実現するため、毎年度の予算編成を行 い事業を実施していきます。しかしながら、今は まさに都市間競争の時代であり、中長期的なビジ ョンを持ちながらも、あらゆる行政ニーズに的確 かつスピーディーに対応しなければなりません。 例えば数カ月前に私が職員に指示した仕事ができ 上がっていない、こういう現状があるとしましょ う。例えの話です。その責任は誰にあるのか。そ れは、職員にはないと思います。それは、私自身 にあると思います。指示した仕事について数カ月 後に、あれはどうなったのかと言わなければなら ないようなことを繰り返すのは、職員任せで仕事 を押しつけているということになります。今述べ たことがないようにする制度が、まさに内部統制 であり、PDCAサイクルであると理解していま す。

さらに、市と広域行政の関係について、ごみの 収集運搬はむつ市で行い、焼却等の処理は下北地 域広域行政事務組合で行っています。また、介護 福祉等はむつ市で行い、医療は一部事務組合下北 医療センターで行っている現状にあります。

むつ市民は、下北地域の住民でもあり、困っている方やその対象となる方は同じであります。このように、むつ市だけでなく下北地域全体を含め、よい方向に持っていくための制度が内部統制、そしてPDCAサイクルの導入であるとも認識しているところであります。

現在長期総合計画の見直しや新たな行政改革への取り組みを始めたところでありますが、当市においても過去の行政改革の取り組みを通じて一部PDCAサイクルを導入しているところであり、こうした見直しの中で、今後本格的なPDCAサイクルの導入については、これまでの取り組みも踏まえながら実行していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 農業委員会会長。

(立・順一農業委員会会長登壇)

○農業委員会会長(立・順一) 斉藤議員ご質問の 1次産業の振興と活性化についての第2点目、農 業の振興について、農業委員会が抱える課題、そ の取り組みについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定に基づき、市町村に設置が義務づけられている行政委員会であり、農業者の代表である農業委員で構成され、公職選挙法を準用した選挙で選ばれた選挙委員と市町村長から選任される選任委員で構成されております。

当委員会の業務内容につきましては、農地法に 基づく農地の売買等の所有権移転、貸し借りや農 地の転用に係る許可などのほか、違反転用の防止、 耕作放棄地に関する調査及び指導、担い手の確保 と育成に関すること、また農業者年金への加入、 促進、普及など、法令業務と任意業務が多岐にわ たっております。

議員お尋ねの当委員会が抱えている課題でありますが、少子高齢化により農業従事者の高齢化や都市部への労働力の流出などを背景に、後継者、担い手が減ることによる労働力不足による耕作放棄地が増加する傾向が一層進むことが懸念されるところであります。このことから、当委員会といたしましては、担い手不足を解消し、農地の有効利用を図るためには、新規就農者を確保するのが耕作放棄地の増加を抑制することにつながるものと考えております。

その取り組みといたしまして、平成21年の農地 法改正により、農業委員会の新たな役割として農 地利用状況調査が義務づけられ、耕作放棄地全地 域を対象とした現況調査及び農地の所有者が耕作 を再開する意思があるか、担い手へのあっせんを 希望するかなどの意向調査の実施、違反転用の防 止や耕作放棄地を防ぐためのパトロールの実施を し、農地の再生、有効利用に取り組んでおります。 調査結果については、市ホームページにより公表するなど、出し手、受け手とのマッチング活動を実施しているところであります。

また、平成23年には新規就農者が農地の取得や賃貸借などをするとき、農地法で定められている基準要件の下限面積を、地域の実情を勘案し下限面積の引き下げを行い、農地の利用をしやすくするなど新規就農者への緩和措置を図っているところであります。

平成25年度からは、地域の農地は地域が守るの理念のもと、あおもり農地有効活用促進事業を実施し、むつ地区の水川目及び脇野沢地区の小沢を農地集積のモデル集落として選定し、農地所有者の意向を踏まえ、農地の出し手、受け手の支援活動を行っております。

今後もほかの地域におきましても農用地区域を 対象に、農地集積のため支援活動の継続を図って まいりたいと考えております。

当委員会では、現在農家を対象に耕作放棄地の 発生防止と解消を目指して農業経営の意向や農地 の貸し出し希望のアンケート調査を実施する計画 がありますので、このアンケートの回答を有効活 用し、市長部局との連携を密にして、農業施策に 活用してまいりたいと考えております。

農家の皆さんにおかれましては、農作物は天候 条件に左右されやすいことなど、今年産の米の収 穫量は豊作であったものの、米の価格下落で影響 を受けるなど、農家の経営は不安定なものとなっ ております。

農業委員会の役割であります農地と地域農業の活性化を図るため、新規就農者や担い手の発掘、6次産業への取り組みの推進などを市長部局と連携を図りながら、農業委員一同農業振興の強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(花山俊春) 少子化対策について のご質問の1点目、子ども・子育て新制度が少子 化対策となる理由は何かについてお答えいたしま す。

この新制度は、保護者が子育てや子供の成長に 喜びや生きがいを感じることができるように、地 域や社会が保護者に寄り添いながら親としての成 長を支援することを基本とし、幼児期の教育、地 域の子育て支援を総合的に推進することを目的と した制度であります。

具体的には、女性の社会進出の妨げの一つである保育所の待機児童解消のための施設整備、また核家族化や地域とのつながりの希薄化による子育て世代の精神的負担などの軽減を図るための子育て相談などを含めた一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの支援事業の充実を図ることとなっております。

このように、教育、保育施設を充実させていく ことや、地域子ども・子育て支援事業を拡充して いくことにつきましては、これまでに保育所、幼 稚園関係者の方々への説明会や意見交換会を実施 し、広報むつやホームページへの掲載、現在保育 所等へ入所している児童の保護者につきまして は、独自のリーフレットを作成し、周知している ところであります。

今後も随時ホームページ等で情報を必要として いる保護者に的確に届くよう情報提供に努めると ともに、新制度が的確に利用されるように図って いきたいと考えておりますので、ご理解賜りたい と存じます。

- ○議長(山本留義) 12番。
- ○12番(斉藤孝昭) 初めに質問いたしました1次 産業については、農業の関係を重点的に話をさせ ていただいたことに対し、農業委員会会長の答弁、 よくわかりやすくてよかったです。ありがとうご ざいます。

1次産業を振興するということは、物を育てることではありますが、同時に人を育てることだと私は思っていまして、1次産業が活性化されることによって、加工とか製造に関係する2次産業、そして今度は小売りとか運送という業種になる3次産業まで幅広く発展していくための要因になるというふうに思っていますので、ぜひ市長におかれましては、1次産業の活性化、マニフェストみたいなものにも出していますが、ぜひそこにも力を入れて仕事をしていただきたいというふうに思います。

少子化対策については、私以外にも同僚議員が 同じような内容で質問をしていますので、再質問 をすることはありません。

最後の地方公共団体における内部統制の整備運用についてであります。そもそもこういう制度を導入しなくても、今でも法律によってやられているというふうに私は思っていますが、まずは地方自治法第2条第14項に、最少の経費で最大の効果を挙げる事務処理の原則、地方公務員法第32条には法令遵守等義務規定、同法の第33条には、信用失墜行為の禁止というふうな法律がありまして、その具体的取り組みについては、各地方自治体に委ねられているところはなかなか地方自治体にはないということで、このたび内部統制を導入してもらって、このような法律に準ずる整備と運用をしたらどうかというふうなことでありました。

市長の壇上での答弁は、内部についてのやりとりのみの答弁でありましたが、そもそも現状で内部統制、つまり先ほど言った地方自治法または地方公務員法で定められている項目が実際正確に運用されているのかというところにどのような感想を持っているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

正確に運用というところの、その正確にという 言葉がなかなか難しいというふうに思いますけれ ども、私の今の現時点での認識は、まだまだやは り我々としてもこの今ご指摘いただいた最少の経 費で最大の効果等、そういったことに関しては努 力をしていかなければいけない点はあるというふ うに認識しております。

- ○議長(山本留義) 12番。
- ○12番(斉藤孝昭) 今定例会でも提案がもうされて、後に採決することになりますが、財政が厳しい折、市長並びに特別職の給料を下げると。後にどういうことになっていくのかということも大体予想はつきますが、まずは内部経費の削減で人件費を減らすということは非常に簡単なことなのです。しかしながら、その他の事業でその経費を減らしていくというのは、そろそろ限界に来ているだろうということになると思います。

その次は、ではどういうふうな方針で進めていくかとなると、やはり住民サービスに手をつけていかないとだめになると。つまり受益者負担ということになりまして、住民の皆さんにも負担をお願いするということに発展していくと思います。そうなった場合、やはり行政が正しい行政運営をしている、間違いがないというふうな信頼関係のもとでそういう話は進んでいくのだろうというふうに思いますが、行政がやっていることについて、住民の理解と協力が得られなかった場合、当然思いのほかなかなかむつ市の行政運営は進んでいかないということにつながっていくと思いますが、そこのところの感想はどのようにお持ちなのか、市長、お願いします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) まず、今のご質問に対しては、私の今の現状の捉え方というところからお話をさせていただきたいと思います。

これまでかつて日本が高度経済成長であった時

代、それは最近までだったと思うのですけれども、 非常に右肩上がりで、利益、それを配分するというのがまさに政治の仕事であったというふうに思っています。ただ、一方で現在地方分権が進み、さらにその分権の後に今地方の間では、これは競争しているという時代だと思います。現実にこのむつ市と同じ人口規模の自治体というのは全国に190ぐらいあるわけです。その中で、観光産業、あらゆる部分で今競争しているということだと思います。そして、国の財政もかなり逼迫している。それから、我々の財政状況も非常に悪いという中で、我々が何をしていかなければいけないかというのは、これは政治の決断として、いろんな部分で負担を分かち合うということがこれから求められてくるものだというふうに思っています。

その中で、一つ一つの政策について、しっかりとしたまずは我々市役所職員の共有認識が必要ですし、それを踏まえた形で市議会の皆様にもご理解といただく、そして市民の皆様にもご理解いただくということが必要だと思います。そういったことをやっていくために、先ほど私壇上で申し上げましたようなPDCAサイクルというものが必要なのだと思います。

例えばの話ですけれども、これから体育館をつくらなければいけないというような状況になっているわけです。一方で、財政的にはそのお金が今ないと、こういうことであります。ただ、それは工夫をして、何らかの形でやっていかなければいけない。これをPDCAサイクルという考え方にのせると、ではいつまでにつくるのかということがまずある。その次に、そのために、では今何やっていくのか、この1カ月何するのか、この半年何するのか、この1年で何をするのかということをしっかり書き込んでいく。その途中途中で我々自身がもっと早くできないかとか、お金、こういうところからとってこれるのではないかとか、そ

ういう議論をしていく。市民の皆様からもアイデアをもらうというような、こういう流れが仮にできれば、先週の議論のように、いつつくるのですかといって、私は非常にみっともない答弁をしたと思っているのです。速やかにつくります。意味がわからない、こういう答弁すらなくなるような行政運営、行政の仕組みがこの内部統制やPDCAサイクルを使えばでき上がる可能性があるというふうに私は思っておりますので、そういった分野からでもしっかりとこういうふうな行政改革に努めてまいりたいと思います。

- ○議長(山本留義) 12番。
- ○12番(斉藤孝昭) 今市長がおっしゃったとおりなのです。そもそもやっぱり住民、むつ市に住んでいる皆さんから行政が信頼されない限り、やりたいことはやれない、反対することに抵抗してまでもやらなければならない事業、または施策がきっと出てくると思います。そういうときに、やはり決断をするときは、行政の皆さんは間違いのない仕事をしているのだということを外部に対して当然アピールするための材料が必要だと。そのための神備を今していこうということの話になっていくと思います。今すぐやれといってもやれるような代物でないので、それなりの時間はかかると思いますが、総務省では内部統制制度整備を行うことによる効果ということで、次のことを公表しています。

5つあるのですけれども、ちょっと長くなりますが、1つ目は、不適正な事務処理の改善、法令等の遵守の徹底を実現すると。細かいところでは、業務におけるリスクとコントロールが可視化され、上司・同僚による確認の強化や別の部署による観察の実施などによって不適正な事務処理に対する有効なチェック体制の構築が可能となりますと。新たに必要なルール整備、IT導入などしたときの導入の契機となると。地方公共団体を取り

巻く諸課題や個別業務のプロセスにおけるリスクを事前に洗い出し、組織的な議論を通じて評価・特定を行い、対応策を講じることによって、不適正な事務処理の改善や、法令等の遵守の徹底、新たな課題の適切な対応につながる。つまり行政は間違ってはだめなのです。間違った、例えば住民に対して不利益になる請求をしてしまったり、多く払ったので、また戻してくださいみたいな手戻り業務みたいなことは行政はできるだけ少なくしましょう、そのためにいろんな統制をしましょうということであります。

2つ目は、業務の有効性及び効率性の現実ということです。業務プロセスに存在する重複や錯綜するルールの整理・統合などの取り組みを実施することにより、不合理なルールや業務の無駄の見直しが図られ、業務の効率性の向上が図られる。業務プロセスの遂行が当該業務の目指す目的に対し有効であるかどうかチェックすることにより、業務の有効性の向上が図られる。地方自治運営の基本原則の一つである、先ほど市長もおっしゃいました最少の経費で最大の効果を上げるということに資すると考えられるとなっています。

3つ目は、行政組織にかかわる者の意識を改革。 行政機関において、組織内部にリスクの存在を認 めることが内部統制の前提となります。つまり皆 さんの仕事にはリスクが常に存在するのだという ことを認めてくださいということが前提になる と。行政には間違いがないという神話に代表され る行政組織にかかわる皆さんの意識そのものを改 革することが必要ですと。

4番目は、これも非常に大事なのですけれども、 財務書類4表というのが最近の財政上の公表の仕 方で、今後中心的なやり方になっていくと思いま すが、財務書類4表の一層の信頼性を確保しない とだめだと。財政報告プロセスに内部統制の考え 方を導入することにより、より一層信頼性の確保 された財務書類4表の作成・公表が可能となりますということです。こうした財務書類4表から得られるストック情報等を踏まえ、例えば資産・債務改革の具体的な施策の策定がより実効性を持って行われることが期待されるということです。

最後は、首長の戦略的業務への専念ということであります。首長が適切に内部統制の整備・運用を行うことにより、首長の目が届かない範囲の職員の不祥事、または事務処理ミス等に対し、組織的に対応することが可能となります。今は、全部市長の責任でやっていますが、組織的、役所の中で対応することが可能になります。その結果、首長が地域経営などの戦略的な業務に専念することができるようになることも期待できるということであります。

今言った5つの大きい項目の中は、全てむつ市 に住んでいる住民の皆さんのために行政の皆さん が間違いのない仕事をしていくのだというふうな ことをシステム化しましょうということでありま す。これが内部統制という総務省が発表した制度 であります。

私が言わなくても、市長はもう全部勉強してくれたと思いますが、そこで当面この内部統制制度についてどういうふうな考え方で進めていこうと思っているのか、お知らせを願いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

内部統制制度の進め方ということですけれども、この内部統制制度というのをどう使うかというよりは、まず私はしっかりとした政策をどうやって実現していくかということに尽きるのだと思っています。その政策というのは、これまで中長期的なむつ市の総合計画の中に書かれていた事業、そして私がこの市長になるに当たって掲げていた公約、その2つだと思っています。これを上手にしっかりとした期限を持って回していくため

に必要な部分での内部統制ということはしっかり やっていかなければいけないと思いますし、その 議論は、繰り返しになりますけれども、やはりプ ラン・ドゥー・チェック・アクトのこのPDCA サイクルになっているのだと思います。まず計画、 我々が計画したことに対してしっかりと公表し て、市民の皆様、そして市議会の皆様にもチェッ クいただく。そして、これをドゥー、実行すると きにも、これは市民の皆様との対話、そして常に チェックをしていただく市議会の皆様との関係。 そしてチェック、評価、このときも市民の皆様や 市議会の皆様、市議会の皆様の場合は市議会に関 連して参画していただくということでありますけ れども、市民の皆様にもこのチェックのときに参 画していただく。あるいは改善、最後アクト、そ のときも意見を反映、市民の皆様のご意見や市議 会での議論を反映して改善していく。その政策の サイクルをしっかりつくる。そして、そのサイク ルの真ん中には常に市民がいて、協働していて、 そして市議会のチェックがある、そういうような 仕組みをつくるということに私は尽きていると思 いますので、そういったことを、この内部統制と いう言い方ではなくて、政策の実現をしっかりし ていきたいというふうに考えています。

- ○議長(山本留義) 12番。
- ○12番(斉藤孝昭) 最後になりますが、市長今言ったとおりでいいと思います。開かれた行政、そして開かれた議会、住民のために我々はやはり汗を流さないとだめだと思っています。

内部統制、「統制」という言葉、字に反応しがちですが、実は統制というのは、ルールによって皆さんを縛るとか、我々を縛るということではなくて、統一した考え方で前に進んでいこうということに対するルールづくりをしましょうということでありますので、厳しい財政状況の中、ではどうやったらまちが成り立っていくのだということ

は、当然皆さんの知恵をたくさんかりながら前に 進んでいくということが大事だと思いますので、 ぜひそういうふうになっていきたいなというふう に私は思いました。

最後に市長から、今後の行政のあり方について、 どのような考えがあるのか教えていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

今後の行政のあり方ということですけれども、 今まで議論してきたとおり、やはりオープンにす る。公開、オープンにしていくということが、や はり大きなキーワードになるのではないかという ふうに思っています。さまざまな人たちのさまざ まな意見を踏まえながらしっかりと前に進めてい くということで、住民の皆様からも、そして市議 会の皆様からも信頼を得ながら行政運営に取り組 んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い 申し上げます。

○議長(山本留義) これで、斉藤孝昭議員の質問 を終わります。

◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月9日は石田勝弘議員、上路徳昭議 員、横垣成年議員、菊池光弘議員の一般質問を行 います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時54分 散会